

令和5年 回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	4
(1) 憲法.....	4
(2) 民法.....	5
(3) 刑法.....	7
3. 論文式試験について	9
(1) 公法系.....	9
(ア) 憲法.....	9
(イ) 行政法.....	13
(2) 民事系.....	17
(ア) 民法.....	17
(イ) 商法.....	20
(ウ) 民事訴訟法.....	24
(3) 刑事系.....	28
(ア) 刑法.....	28
(イ) 刑事訴訟法.....	30
(4) 倒産法.....	33
(5) 租税法.....	35
(6) 経済法.....	37
(7) 知的財産法.....	39
(8) 労働法.....	41
(9) 環境法.....	44
(10) 国際関係法(公法系)	45
(11) 国際関係法(私法系)	48
3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見	50
(1) 公法系.....	50
(ア) 憲法.....	50
(イ) 行政法.....	51
(2) 民事系.....	51
(ア) 民法.....	51
(イ) 商法.....	53

(ウ) 民事訴訟法.....	55
(3) 刑事系.....	55
(ア) 刑法.....	55
(イ) 刑事訴訟法.....	57
(4) 倒産法.....	58
(5) 租税法.....	59
(6) 経済法.....	59
(7) 知的財産法.....	60
(8) 労働法.....	61
(9) 環境法.....	62
(10) 国際関係法（公法系）.....	62
(11) 国際関係法（私法系）.....	63
3-2. 出題趣旨及び採点実感についてのご意見.....	64
(1) 公法系.....	64
(ア) 憲法.....	64
(イ) 行政法.....	65
(2) 民事系.....	65
(ア) 民法.....	65
(イ) 商法.....	66
(ウ) 民事訴訟法.....	67
(3) 刑事系.....	67
(ア) 刑法.....	67
(イ) 刑事訴訟法.....	69
(4) 倒産法.....	70
(5) 租税法.....	70
(6) 経済法.....	70
(7) 知的財産法.....	71
(8) 労働法.....	71
(9) 環境法.....	71
(10) 国際関係法（公法系）.....	72
(11) 国際関係法（私法系）.....	72
3-3. 当該科目の試験のあり方についてのご意見.....	72
(1) 公法系.....	72
(ア) 憲法.....	72
(イ) 行政法.....	73
(2) 民事系.....	75

(ア) 民法.....	75
(イ) 商法.....	77
(ウ) 民事訴訟法.....	78
(3) 刑事系.....	80
(ア) 刑法.....	80
(イ) 刑事訴訟法.....	82
(4) 倒産法.....	84
(5) 租税法.....	85
(6) 経済法.....	85
(7) 知的財産法.....	86
(8) 労働法.....	86
(9) 環境法.....	87
(10) 国際関係法（公法系）.....	88
(11) 国際関係法（私法系）.....	88
4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	89

2. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・人権・統治ともに満遍なく取り上げられており、適切な内容だったと思われる。もともと、取り上げられた判例や学説の中には少し古すぎるように感じられるものもあった。
- ・総じて適切であると見受けられますが、最大判令和4年5月25日（民集76巻4号711頁）が典拠の〔第11問〕については、若干尚早ではないかとも思われますほか、司法試験予備試験にも出題されている〔第15問〕については、とりわけ記述ウ.が単に条文の知識を問うのにとどまっているようにも思われます。
- ・法科大学院での学習態度や理解度を確認する、基本的には素直な出題である。
- ・憲法の基本的な知識が正確に理解されているかを問うものとなっているから。
- ・人権はもとより統治に関する問題も、ほとんどが最高裁の判旨の正確な理解を問うものであり、法科大学院における学修目標と一致していると考えられる。
- ・「最高裁判所の判例に照らして」というスタイルの問題とそうでない問題とのバランスも、また人権と統治のバランスもよかった。いま少し、条文の解釈をめぐる学説の展開を問う問題などがあると（学説を知っているかどうかというよりも、学説が何を議論しているか理解できるかなどの問題）、ロースクールでの判例至上主義、学説軽視の傾向が改められるので、教育に当たる側としてはありがたい。
- ・憲法学の基本的な問題を扱っている。
- ・基本判例、憲法上の基本的な制度、基本的な学説の理解を問う問題である。
- ・出題の範囲、分量、形式及び難易度いずれも法科大学院における憲法学修の水準に照らして適切である。
- ・人権・統治・総論それぞれから満遍なく、かつ、基本的事項・判例を押さえた出題となっている。
- ・（細かな判例知識を問う問題も一部あるものの）幅広く判例・学説の知識を問うている。
- ・例年どおり、人権・統治の全分野からバランスよく出題され、問われた判例の知識等の内容・水準も適切と思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・出題傾向は例年通りだが、判例の使い方については少々疑問のある問題がある。例えば、少年法の推知報道禁止についての判例は、憲法上の表現の自由保障の一環として問うの

は適切とはいえない。また、皇居外苑の判例は戦後初期の、しかもなお書きものであり、いま使用することが適切とはいいがたい（問い方で×とわかるように作られてはいるが）。総評サラリーマン税金訴訟判決についての問題文は、判決文との関係が薄く、そもそも租税法規定が「憲法25条の規定の趣旨を踏まえて」制定されるべきと言えないことは明らかだと思われる。

- ・受験生にとってはやや細かすぎるとも思われる問いもみられるが、全体的なレベル感としては概ね適切であるように思う。
- ・問題を一つ一つ検討したわけではないが、例年ととくに変わりはないように思われる。
- ・例年よりは細かい知識を問うていたように思われ、その意味では難易度が上がっているように感じたが、問われている内容自体は全く奇をてらったものではなく、受験生が通常行っている学習の範囲内で十分に対処できるものであったため。
- ・基本的事項を問うものであったといえる

c. どちらともいえない

- ・知識力と論理力のいずれの面を問うにも中途半端な印象である。難易度は必ずしも高くはない。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(2) 民法

a. 適切である

- ・質・量ともに適切であり、民法の基礎知識をまんべんなく聞くものとなっている。
- ・基礎的理解を問う問題として適切である。
- ・基本的な条文やその趣旨を問う問題、また、判例理解を基に判例の趣旨に照らして問う問題であったため
- ・短答式試験については、細かい知識を問う出題も入っているが、概ね標準的な設問になっ

ていることから全体として適切な出題であると評価する。論文試験については、複数の基本的かつ重要な論点を組み合わせるとともに、近時の相続法に関する改正に関する知識も問うなど、内容は問題がないように考えられる。また、各論点に関する理解の程度には学生によって差があると解されるから、答案の完成度も差が出るのが予想され、適切な出題がなされていると評価する。

- ・受験者の基礎的知識の有無を図る問題といえる
- ・オーソドックスな出題形式が続いている。旧司法試験時代の刑法のような変なテクニックは要求されていない。内容においても、条文知識を中心に、重要判例の理解も問う形である。

新司法試験開始当初の要件事実重視の傾向が改められたことは評価が分かれよう。個人的に、これらの内容を試験で問うのは難しいのではないかと考えるので、このままで良い。以上より、短答式試験における民法は、全体として極めて適切であると考えられる。

- ・基本的事項を問うている点で評価できる。
- ・受験生の能力を測るものとして適切だから
- ・例年どおり、幅広い分野から基礎的知識を確認する良問であったかと思います。

b. どちらかといえば適切である

- ・おおむね適切な難易度の問題である。3点問題になっている第5問（無効・取消し）は問題文は長いが見やすい。詐害行為取消権に関する第18問は適切。他方、実務でそれほど使われているわけでもなく、理論的に重要ともいえない細かい条文知識を聞きすぎるところがある（第1問の胎児に関する問題、第3問の不在者の財産管理関係の問題）。保証のように重要な問題では多少細かいことを聞かれてもよいだろう。
- ・ここ数年難易度が上昇してきているように思われる。
- ・細かい知識に関する選択肢もあるが、基礎的な知識でかなり選択肢を絞り込めるため。
- ・全領域を偏りなくカバーする適切なものであるが、一部細かな知識を問う肢もみられる。
- ・基本的な問題である
- ・全体から満遍なく出題されている。しかし、第13問のように無駄に細かい知識を問うような出題がされている点は問題がある。また、「判例の趣旨に照らし」とする設問が多いが、果たして判例以外の見解が理論上成立しえないものであるかは精査をする必要がある。そうでなければ、判例を丸暗記する能力を競う試験になりかねない。
- ・例年並みの内容である。例年出題されやすいところが決まってしまうと、民法を満遍なく学修するというよりも、試験に出題されやすいところのみを学修し、他は軽視する傾向に繋がってしまうように思う。
- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。

- ・標準的な問題であり、難易度も学生の理解を問う上で適切なレベルである。
- ・やや細かすぎる法律知識に関する問題が例年よりも多い
- ・民法の各分野について、概ねバランスよく出題されている。

c. どちらともいえない

- ・基本的な知識を問う良問が多いが、やや細かい知識を問う肢や問い方が微妙で判断に迷う肢が散見され、短時間で六法も見ずに解答しなければならない短答式試験を前提とすれば、改善の余地がある。民法に最低ライン未満の者が多いのはそのためではないか。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(3) 刑法

a. 適切である

- ・基礎知識・基本的理解を確認する趣旨の問題を中心としており、出題内容も的確である〔ただし、第6問の出題ミスに関しては、将来同様のことがないように注意をお願いしたい〕。また、重要判例の判旨・決定要旨の理解を問う問題や会話穴埋め形式の問題などを織り交ぜることで、結論の暗記に偏らず、判例を丁寧に読み込んでその意義や射程を学ぶことや、学説対立についても適度な範囲で学んでおくことを動機づける出題となっており、これらは法科大学院教育の目的・内容に照らして適切と考える。第20問で採用されている比較的長文の事例を用いた問題形式も、事例を正確に把握し、生起する問題に分野横断的な知識・理解を注意深くあてはめて結論を導くという実務家に必要な能力を試すものとして有用と考える。
- ・法科大学院で修得する基礎的な知識と理解があれば、対応可能な出題であったと考えられる。
- ・刑法の判例を含む基礎知識の理解を問うているから。
- ・基本的な事項の理解を問うものであり、適切である。
- ・基本的な理解を試す問題ばかりが取り上げられており、基礎的な知識と思考力を確認する

のに好適な内容だと考えます。

- ・法科大学院での標準的な学修内容を踏まえたもので、内容・出題方法ともに適切であると思う。
- ・LS 修了予定者の理解を問うのに十分な内容と思われる
- ・短答式試験という形式の枠内で、基本判例に関する知識、判例に対する批判、複数の考え方の対比等にわたり、工夫した出題がなされている。
- ・刑法の分野全体につきバランス良く出題されている。難易度も中程度で適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・正答の選択自体は平易だと思うが、第 12 問の危難が「間近に押し迫っている」は日本語として意味がわからない
- ・難問はなく、バランスの取れたよい問題である。なお、驚くべきことに、[第 6 問] では、試験当日にすでに新法が施行されているにもかかわらず改正前の条文での出題であったため、受験者全員を正答とする扱いがなされている。これが、「どちらかといえば」を選択した理由である。
- ・改正前の法条に関する出題が含まれた点についての評価は除く。法科大学院の教育目的に即した基本的問題が出され、難易度についても概ね共通到達度の確認の延長上にあると考えられる。
- ・基本的な知識や理解を問うことができる問題であるから。基本書に出てくる典型的な事例が多いと思ったので、もう少し難易度が高くて良いかもしれないと思った。
- ・量、質共に穏当
- ・やや細かい知識を尋ねているようにも思われましたが、全般的には適切だと思います。
- ・判例を中心とした基本的な知識を問う内容であり、概ね妥当である。
- ・全範囲から満遍なく出題されており、幅広い知識を確認するのに有用である。
ただし、問題文が性的自由に対する罪の改正に対応できておらず、受験者に混乱をもたらしかねないと思われる。
- ・判例の知識確認が適切になされている。設問 6 が無効になった点が残念である。また、設問 17 の専ら学説知識を問うことが適切かは意見が割れうる。
- ・全体としては標準的な知識の正確な理解を問うものといえる。若干ひっかけ的な選択肢も見受けられるが、それが知識集約本や模範答案例などに頼るようなことなく、緻密に体系書・基本書をじっくりと集中力高く学修せよというメッセージとして捉えられる範囲に収まっていると思われる。
- ・各設問が基本的な知識を問うものであって、概ね適切であると考ええる。
- ・内容難易度ともに概ね適切な出題であると思われたが、問題 10 につき、判例の立場を学

習している者に問題文の用語法を適切に理解できるかという点にやや疑義がある。問題 16 につき、空欄分の配置からやや解答しづらくかつ問題において対比する見解の選択が妥当であるかにやや疑義がある。

- ・バランスは良かったと思うが、改正法施行時期との関係については今後注意してほしい。
- ・第 6 問の扱いが受験生に混乱を生じさせた点以外は適切であったと思うので
- ・出題のバランス及び難易度は適切であると思われる。なお、第 6 問について、出題に係る法令の取り扱いについて正しく広報をすれば防ぐことができたのであるから、再発の防止に努めてほしい。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・改正前の刑法に基づく問題が告知なく出題され、受験者の無用な混乱・困惑を招いたおそれがあった。それ以外の問題は概ね適切である。
- ・判例の知識さえあれば解ける問題が多すぎる。

e. 適切でない

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

a. 適切である

- ・短答式試験の〔第 7 問〕の記述ア.にも用いられている「堀木訴訟判決（最高裁判所昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決、民集 36 卷 7 号 1235 頁）」の主要な争点を応用した出題として、とてもよく練られており、とりわけ【資料 1】甲と X との会話が適切に構成されていると見受けられます。
- ・設問に含まれている論点を的確に把握できれば、在学中受験者も含めて、憲法に関する基

本的な論点につき基本的な知識を有している者が対応できるレベルの良問であると判断する。

- ・久々に生存権をテーマとする出題であったが、堀木訴訟を始め法科大学院の授業で必ず検討対象とする判例および学説を的確に理解しているか否かを問う問題であり良問であると考え。とりわけ出題形式において、新制度案（資料 2）の前提となる説明を簡潔に示し、会話部分（資料 1）において、その合憲性に関する検討の手がかりを示唆しており、資料の分量は若干多いものの、検討に必要な事実を的確に抽出することができるか否かの能力を測る出題として評価できると考える。
- ・学説および判例をバランスよく問う趣旨の問題になっている。
- ・典型論点を問うているから。
- ・まず、これまで正面から取り扱ったことのない生存権の領域から出題したことが高く評価される。特定の領域からの出題が続くと、学生はそれ以外の領域に興味を失ってしまう（法科大学院の授業ではすでにそのような弊害が生じている）。また、基本的な問題で、論点が分かりやすいこともよい。出題範囲が広くなれば、基本的な問題でよいと思う。今後とも広い範囲から出題されることが望ましい。できれば人権と統治にまたがった出題を希望する。
- ・一般的な問題状況については説明されていて、その問題状況を憲法解釈へと翻訳させる問題であり、憲法学についての知識・理解が試される良問であったのではないだろうか。ただ、「現行制度」についてももう少し詳しく説明しても良かったようにも思われる。現行の社会保障制度に関する受験生の知識の有無・程度が成績にかなり影響したのではないと推測される。憲法の試験である以上は、憲法に関する理解によって評価されるのが基本であろう。ただ、この点についても、憲法 25 条について勉強するときは社会保障制度の基本は当然に学ぶことになるだろうし、近時の重要な憲法判例との関係で当然に勉強していなければならないところとも考えられるので、今回の問題文程度の説明の詳しさでも許容範囲であるとも考えられる。
- ・判例としても学説としても今日的なトピックである。
- ・判例および学説の知識を適切な形式で問うており、良問と考えられる。
- ・これまであまり出題されたことがなく、処理の仕方が難しい生存権を正面から取り上げた意欲的な出題で、設問の形式にも新たな工夫が見られた。

b. どちらかといえば適切である

- ・社会権についての出題はあってよく、しかも勉強が十分とは言えない受験生が多いだろうということ意識して、思考のヒントを多く与えようとする出題方法も親切とはいえる。しかし、「会話」の内容は豊富に過ぎ、受験生には、かえって何をどこまで書けばいいか

戸惑いを生じさせたのではないか。また、設問1は「批判的な見地から」書くという重要な指示が、会話の末尾にさらっと出てくるだけというのは、受験生に不親切であろう。

- ・憲法の基礎的な事項とその応用力をはかるもので、具体的な事案の理解度もふくめてしっかりと議論させる出題だと思う。
- ・立法にあたっての客観的資料や具体的議論・検討が、社会的実態からみて、やや不足している感じがする。
- ・基本判例の理解とその応用力が問われている問題である。
- ・生存権という久し振りに出題された領域を含む仮設事例問題であるものの、違憲審査の対象となるべき制度の概要及び立法事実が明確に示され、【甲とXの会話】において、解答に際しての丁寧かつ適確な誘導も行われており、良問である。ただし、〔設問1〕において、Xの意見として「生存権を具体化する立法について広い立法裁量を認める判例の立場よりも立法裁量を狭め、より厳密な違憲審査をもたらすような主張をすることが期待されている」（出題趣旨）ことは十分に理解できる一方、「判例や学説を踏まえ」という問題文自体からは、判例に基づく合憲論と学説に基づく違憲論との双方を「Xの意見」として述べることを求められていると読むことも可能である。Xの意見として、判例を批判する学説を踏まえて違憲論を展開しなさいというような、より明確な問題文の表現が望まれる。
- ・生存権からの出題というのは、受験生にとって意外性が強く、その限りでは難易度が高かったように思われるが、問われていた内容自体は、法科大学院の授業内で取り扱う判例知識で十分に対応することが可能なものであり、標準的な知識がありさえすればよかったレベルの問題だったため。
- ・昨年の難問に比べれば、親切な誘導もあり易化したと言えるが、受験生にとっては手薄な領域のため、結果的にさほど差がつかなかったのではないか。憲法を実践に活かすという問題の趣旨自体は良い。
- ・遺族年金に関わる制度案について、憲法25条の生存権だけではなく、憲法14条をもテーマとして取り上げたものであり、個人的には良問であったと思われる。ただし、生存権に関する論点については、判例上、堀木訴訟の判断内容を超えて、踏み込んだ違憲審査を行う必要がある点で、従来型の試験対策を行っていた受験生にとっては、判例の射程の学習を超えた理解が問われたようにも考えられ、戸惑った受験生も多かったのではないかと考えられる。また、生存権の学習が手薄だった受験生も少なくはなかったのではないかと考えられる。しかし、生存権に関しては、学説や下級審判決においても、多くの議論が展開されているところであり、また現在も訴訟が展開されていることを踏まえれば、本年度の出題テーマとしては最適なものであり、また将来の受験生に対しても、これまで学習の手薄となりがちなテーマについても、決して見落としはならないことを印象付けるものであったと思われる。また平等に関していえば、最高裁判例を基に議論を行うことが可能であり、基礎的な学習を問うものとなっていたと思われ、決して難解すぎる問題ではな

く、法科大学院教育の成果を発揮できた受験生も多かったのではないかとと思われる。そのため、どちらかといえば適切な試験問題であったのではないかと考える。

- ・問うている内容自体は良問であると思う。また、検討すべきポイントについて会話文にて多くの誘導がなされていた点も、それ自体としては良いことであると思う。ただし、限られた時間内にあまりに多くのポイントを処理することが求められており、実力のある受験生であっても問題文に挙げられた事実を羅列することで精一杯という状況が生じたのではと懸念する。事務処理能力ではなく思考力を問うという観点からすると、論点や問題文の分量をもっと削減すべきではないだろうか。
- ・生存権という、受験生にとっては論文対策を十分に講じてきた分野ではなかったかもしれないが、問われている判例は重要判例であり、その問い方も憲法上の権利から裁量をいかにコントロールするかというもので、ベーシックなものであると考える。また、問題の誘導により、憲法 14 条と 25 条に辿り着くことができ、受験生は条文や論点にあまり迷わずに、今までの学習の成果を発揮できると考える。重要な判例や学説、基礎的な論点をしっかり勉強してきた学生が実力を発揮できるという意味で、適切な出題であると考ええる。

c. どちらともいえない

- ・問題文中に年金制度の趣旨をもう少し説明してほしかった。また、年齢差別の合理性を裏付ける資料が不十分であるように感じた。

d. どちらかといえば適切でない

- ・本年度は設問 1 で違憲論を展開した上で、設問 2 でそれに反論するという構成へと誘導されている。従来なかった形式だが、その結果、設問 1・2 ともに異常に難度が上がっている。これまで判例で認められていない違憲論を適切に展開し、さらに反駁して否定する（これまで学説上も十分に議論されているとは言言い難い）合憲論をまとめることを、参照物がおよそ認められない司法試験において要求することが適切だとは思えない。判例の理論を敷衍し、批判説を効果的に展開できるかを問う従来のあり方で十分だったのではないか。
また、本年度の出題は、事案を丁寧に読み解いて制度の有り様を把握した上で憲法上の論点を探ることに主眼がおかれていた昨年度とはうって変わって、制度や論点はあらかた誘導され、純粋に違憲論・合憲論を組み立てることが求められている。憲法の出題という面から見れば、このようなものもありうるかとは思いますが、来年度以後の受験生からみれば、事案の理解の精度を上げるとともに、主要な批判説を使いこなすことも要求されること

になる。これは現在のLSのカリキュラム水準から見て過剰ではないか。

- Xの立場から意見をまとめることを求める設問1の問い方に疑問をもった。「出題趣旨」によれば、新制度案に批判的な立場から意見をまとめることが求められているようであるが、そうした趣旨を、設例、資料または設問の記述から読み取れというのは、受験生にとっては酷な要求ではなかろうか。確かに【資料1】の会話でXが新制度案に疑問を呈している部分は多いものの、X自身、最初の方では「新制度案は、全体としては、公平であるとともに、実効的な遺族の生活保障につながるものであり、憲法25条に照らして評価できると思います。」と述べており、いかなる立場に立っているのか明確とはいえない。「新制度案に批判的な立場から意見をまとめよ」というのであれば、それを設問段階で明示すべきであろうし、受験生自身も新制度案を批判する立場であれば設問2の論じ方が難しくなることも考えられるので、例えば設問1の段階では単に憲法上の問題点を指摘させるにとどめ、設問2で、想定される反論や判例にも言及しつつ私見をじっくり述べさせるかたちでも十分だったのではなかろうか。これまであまり問われてこなかった分野からの出題という点では、評価できる。ただ、この分野では立法裁量論で押し切っても誤りとはいえないので、その意味では、違憲の立場からどのような立論が可能かをじっくり答えさせてもよかったかもしれない。

e. 適切でない

(イ) 行政法

a. 適切である

- 執行停止を含む訴訟手続や実体的な違法性についてバランスよく問われている。原告適格については受験生によっては、やや難しいと感じられるかもしれないが、あげられている判例の知識がなくとも対応できるので差し支えないと考えられる。
- 処分性、執行停止の要件といった重要論点について、重要判例の射程を意識させつつ、関係条文や関係事実を綿密に分析することを求める良問だから。処分の相手方に準ずる者の原告適格を問う設問もまた、論理的な思考力に基づいて基本論点に係る知識を応用すれば対応できるもの、とりわけ、個別法の関係条文に則して〈当該処分の取消しを求める法律上の利益〉の有無を厳密に論じさせるものとして、肯定的に評価できる。
- 基礎的知識と思考力・論理展開力を図るに相応しいため
- 基本的な論点について、表面的な理解では解答できない問題が出題されていたから。

- 基本判例の知識を具体的な事案および個別法に応用する能力を試すものであり、事案もそれほど複雑ではなく、法科大学院における学習成果を確認するものとして適切と考える。ただし、〔設問 1〕(1)の本件解職勧告については、本件改善勧告と異なり、違反に対して公表や命令等の不利益措置が何ら予定されておらず、平成 17 年判決（医療法勧告事件）を手掛かりとして処分性を論ずる基礎を欠くように思われる（また、実効的権利救済の観点から本件解職勧告の処分性を認めるべき事情も、特に示されていないように思われる）。この点を指摘して処分性を否定すれば答案としては十分ということであろうか（弁明手続の論点は別にあるが、平成 17 年判決とは関係がない）。そうだとすると、基本判例の知識を問うという趣旨は理解できるが、応用能力を試す素材としては、やや疑問が残る。むしろ本件改善勧告の処分性を問うた方が、平成 17 年判決の応用能力を試せたように思われるが、平成 20 年司法試験〔設問 1〕と論点が重なるので、避けられたのであろうか。
- 基本的知識の応用に関するごく素直な出題である。まちづくり関係の分野外からの出題である点も歓迎される。
- 法科大学院で重点的に扱う基礎的事項からの出題であるから
- 昨年度のような出題ミスが現時点では見つからないため。
多くの法律家が理解できていない行訴法 9 条における「処分の相手方ではないが処分により権利を侵害される者」について出題しており、社会に対する影響も大きい。今後行政法教科書の記述も変わってくると思われる。従来からこの点を強調してきた法科大学院での自らの授業に対して自信が持てた。

b. どちらかといえば適切である

- 概ね適当な難易度だと思われるが、設問 1 で(1)処分性と(2)原告適格、設問 2 で(1)執行停止要件の重大な損害、(2)裁量処分の違法事由を主張させるもので、従前とそう変わらないのではあるが分量が多めだという印象。小問は 4 つより 3 つくらいの分量でよいのではないか、2(2)の検討などにもっと時間をとってじっくり論じさせてほしいという感想をもった。
- 基本的な理解を問う問題である。他方で、原告適格の問題についてはとまどった受験生が多かった可能性がある。
- 問題の質（難易度）については適切であると考えますが、問題の量（小問を含めると 4 問）は解答時間との関係でやや多かつたのではないかと考えます。
- 設問数は合計で 4 問であるが、本年度の問題においては全ての設問に反対の見解又は相手方の反論を記述することになっているため、実質的には合計で 8 問を解答することになる。問題を読み解答を構成する時間が必要であることを考えると、若干時間不足になるのではないかとと思われる。

- ・問題全体としては良くできているが、設問 1(2)の原告適格について、問題文でやや狭く誘導しつつ、結局受験生自ら条文を探し出すことが求められているので、難しいと感じた受験生もいたのではないかとと思われる。
- ・在学中受験者への配慮からか、例年以上に行政法の基本的素養を問う姿勢や配慮が伺われたのは良かった。一方で、行政救済法分野からの出題が設問の 3/4 を締めていたのが気になった。また原告適格の問題が実質的には処分性の問題に近いものだとすると、論点分野の重複という点も気になった。とはいえ、問題は昨今の法的话题を彷彿させるもので、重箱の隅をつつくようなものではなく学習上の重要論点を問うもので良かったと思う。
- ・近年の試験と比較して設問等が多いようにも思われるが、難易度等は概ね適切と考える。
- ・設問 1 (1) 本件解職勧告の処分性について、最判平 17. 7. 15 (病院開設中止勧告) との比較を求めることが出題として適切か疑問があるという意見もあった。その理由は以下のとおりである。同最判は、勧告不服従が保険医療機関の指定拒否事由となることが、当初は厚生省の通知において、健康保険法改正後は法律の明文で、定められていたことが処分性肯定の決め手となったものである。それに対し、社会福祉法において同趣旨の規定や解釈がとられているという情報はない。解答においてそのようなことを指摘させたいのかもしれないが、仮にそうであるとすれば、本問は最判平 17. 7. 15 を知っているかどうかのみを問う出題 (判例の使い方を問う出題ではなく) ということになってしまわないか。それに対し、そのような知識を前提に、同判決が本件の解決には必ずしも役に立たないことの論証ができるかどうかを見ようとする問題であれば、それはそれで意味のある出題であるという意見もあった。

設問 1 (2) いわゆる準名宛人型の原告適格について出題したこと自体は、出題の工夫として評価できる。ただし、単に D に不利益的な法効果を指摘するだけで D の原告適格が肯定できるのか、D の利益が個別的に保護されることの論証までもを要するのかは、学説上も明確に整理されているとはいいがたい (参照、太田匡彦「労災保険給付支給処分取消訴訟における事業主の原告適格」ジュリスト 1585 号 (2023 年) 90 頁以下)。採点がどのように行われたか、気になるところではある。

設問 2 (1) 法律事務所の会議録において示された最決平 19. 12. 18 は、行政判例百選に収録された判例ではあるものの、決定内容の理解を当然の前提とするのは受験者にはやや酷であり、決定内容について、もう少し詳しい情報提供がなされてもよかったという意見があった。それに対し、そこまで情報提供をしてしまうと行政法全体を通じて簡単になりすぎるので、このままでよいという意見もあった。

設問 2 (2) 毎回のことではあるが、実体的違法事由において求められる論述が薄いといわざるをえない。本問において検討すべき処分要件はほぼ「他の方法により監督の目的を達することができないとき」(社会福祉法 56 条 8 項) のみである。しかも、その意味を具体的に敷衍して趣旨を明らかにするという意味での要件解釈が求められているのではなく、事実の当てはめ・評価のみが求められているように思われる。本アンケートで毎年指

摘していることであるが、「行政法総論は作文問題である」（試験問題に示された会議録などの誘導に乗って、重要そうな条文や事実をつなぎ合わせて答案にすればよいという趣旨の揶揄）という誹りを、今回もまぬかれることができなかつたといわざるをえないだろう。このような出題が続くと、行政実体法（処分要件）の解釈論という本来最も重視されなければならない学習課題が疎かにされかねない。出題者において適切な出題の素材を見つけるのが難しいという事情は重々承知しているつもりではあるものの、条文の趣旨の解釈をストレートに問う出題をする努力をしていただくように、重ねて要望したい。

- ・ 広範な論点について、バランスよく問う問題となっている。
- ・ もう少し現場思考的な問題があっても良い気がしました
- ・ よく考えられた問題であるが、若年層には問題の素材に馴染みのない者が多かったのではないかと推測する。しかし、設問数に見合った論点を抽出できるか、思考の基点になる最高裁判例はあるか、関係法令の中に思考の手掛かりとなる条文が含まれているかといったことを考えると、ことさら素材の選択を非難することはできない。

c. どちらともいえない

- ・ 設問の内容は、法科大学院での講義・演習の内容に含まれるものであるもので、基本的には「適切」と考えている。ただし、設問 1-(2)を除くすべての問いで「相手方の反論」を踏まえた法律論の展開を求めるもので、問題量がやや多いように感じられた。

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 設問 1 (2)の出題趣旨に疑念がある。分量がやや多い。
- ・ 全体としては良問ではあるものの、令和 4 年予備試験行政法の原告適格と解き方が類似しており、令和 5 年司法試験受験生のうち令和 4 年予備試験合格者が典型的に有利になりうる出題になった可能性がある。このような出題はどちらかといえば避けるべきであり、d とした。

e. 適切でない

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・ 条文や判例の趣旨・射程を正しく理解できているか、適切に問うものとなっていると感じられる。
- ・ 設問 1 は基礎的知識があれば解ける問題である。設問 2、3 は、基礎的知識に対する理解と応用力が問われる問題であり、思考の柔軟性をみるのに適した問題と考える。
- ・ 適切であると考ええる。
- ・ 設問 1 から相続関係が出題され、配偶者短期居住権制度が出題された点は面食らったが、いずれも基本問題である。設問 2 の売買における買主の目的物受領義務、損害賠償の範囲に関する総合問題、設問 3 の抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位の問題は、いずれも基本中の基本である。
- ・ 民法に関する受験者の基礎的な理解および具体的事案において適用する能力の有無を図ることのできる問題といえる
- ・ 基本的事項を問うている点で評価できる。
- ・ 受験生の能力を測るものとして適切だから
- ・ 設問 1 が、遺産共有と共有物の利用（民 249 条、最判昭和 41 年 5 月 19 日民集 20 卷 5 号 947 頁）、配偶者居住権（民 1028 条以下）に関する出題、設問 2 が、売買契約における受領遅滞による増加費用（民 413 条 2 項）と解除（民 541 条）と損害賠償（民 545 条 4 項）の可否、損害賠償の範囲（民 416 条）に関する出題、設問 3 が、抵当権に基づく転賃料債権に対する物上代位（民 304 条・372 条、最判平成 12 年 4 月 14 日民集 54 卷 4 号 1552 頁）に関する出題であったかと思いますが、いずれも受験生に考えさせる良問であると思います。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 基本的な問題である設問 2 に配点が高いのは妥当である。設問 1 の小問の立て方、設問 3 の難易度の高さと小問の立て方には、もう少し配慮が欲しい。詳細は、添付する解説でのコメントをご覧いただきたい。設問 1～3 を完全に独立無関係なものとすることや問題文の単純化（ノイズの少なさ）の可否はどの程度検討されたのか。問題文の事実関係をきちんと把握・評価した上で法律論を展開する能力を有するか否かを判定するのが「新司法試験」であったはずであるのに、在学中受験のスタートや 2026 年度から導入予定の司法試験 CBT 化のためか、この数年、事実関係が簡素なものになっているように思われ、今年

度の出題に至っては旧司法試験下の出題スタイルに逆行しているような感を受けた。

- 基本的事項を問う設問と現場思考を要する設問の双方が出題されており、また、理論的観点及び実務的観点双方の検討を要する問題と言える。

基本的には論じるべき内容が把握しやすいものとなっていると思われる。但し、設問3の出題趣旨が「一貫した論理を展開する能力」を問う点にあったのであれば、抵当権に基づく賃料(転貸料)債権に対する物上代位の法的根拠を確認させる小問を置いたうえで5月分と6月分とを考えさせるなど、出題の仕方に一定の工夫がされていた方が良かった(より多くの受験生が出題趣旨を意識できた)のではないかと考える。

- 設問3は、出題の趣旨としてかなり高度な内容を求めているようにも思われたが、設問1および設問2は基本的な事柄を問うものであるため。
- 出題のレベルはやや高いものの適切と感じました。「レベルが高い」というのは、家族法も含めた多様な分野からの出題という方針と、法制度の趣旨まで掘り下げた理解を求めるような出題(2つの論点について解釈論を展開させて、それが理由レベルでも整合しているかを問う出題)に感じました。
- 時間内に回答するのが少し難しいように思う。
- 出題形式は、もはや大問が3つあるのと変わらないものにはなったが、作問のご負担も考えると、そのこと自体はやむを得ないものだと考えるので。また、出題内容は、条文と基本判例を押さえたうえで、それらに基づく論理的思考を展開できれば、(推測にはなるが)一応合格ラインと評価され得る解答になるものと目されるので。
- 問題は基本的なものが中心であるが、若干ここまで知っている必要があるのか疑問な論点もあった。また、教科書・基本書レベルでは、設問3における㊶説と㊷説の違いを明瞭に記載されていない点は若干問題があったように思われる。さらに、3問がばらばらな事例問題であり、折角2時間で事例問題を解かせるのであれば、連続した事案にするなどして事案分析能力を試す問題であってもよかったように思われる。問い方についても、書くべきことを指定しており、論点を落としにより大きな差が生じないように配慮されていると思われるが、論点を受験生に発見させる方式の問いもあって良いのではないかと思われた。
- 各問いは基本的な条文・判例の理解をベースに適切な応用能力を試すものであり、内容的には適切(良問)である。ただ、論ずべき点がやや多いように感じた。設問1と設問2だけでも、しっかり事案を分析し、構成し、理論的かつ実践的な思考や判断に基づいて論述するためにはかなり時間を要すると思われる。それにもかかわらず、これに加え、設問3でかなり複雑な事案を分析させ、論じるべきことも多く、高度な応用能力も試す問題が出題されると、設問のすべてにおいて十分に検討し考察する時間が不足すると思われる。そうすると、全体的に十分な分析や深掘りができていない答案が多くなり、結果的に、多くの論点を要領よく簡潔に記載した事務処理能力の高い答案の方が高い評価を受けたのではないかと推察される。

- ・出題テーマおよび難易度については、例年と変わらず、実務家登用試験としてふさわしいものと思われる（設問3はやや難易度が高いと思われるが）そのうえで指摘するならば次の通り。まずはTKC（伊藤塾）を褒めるべきであろうが、設問1のテーマがそっくりそのまま模試で出題されており、今回については模試の受験の有無が結果にある程度影響を与えてしまっているように思われる。また設問3については、やや難易度が高く、とくに民事執行法をも含めた見解を問うものは、実務家登用試験といえど細かすぎるのではないかとと思われる。
- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・近時の改正の重要論点に関わる基礎的理解を確認するなど、バランスよく適度な分量の出題となっている点は評価できる。問題表記にあたって、各設問の前提となる【事実】がⅠ・Ⅱ・Ⅲと別々に分かれているのも良いと思う。
- ・新司法試験開始当初は悪問の出題が続いていたと思う。明らかに制限時間内での解答が難しい問題や、答案なのか訴状なのかレポートなのか書くべき形式がわかりにくい問題が多かった。

近時の出題はオーソドックスで、受験生の力量を素直に問えるものとなっている。

しかし、こと本年の問題については、設問3のデキに大きなバラつきがあると思われ、結果として受験生間で差がつかないものになってしまったのではないだろうかと危惧している。世間では、本年の民法は比較的簡単であったという評価が多かったように見受けられるが、現実はそうではない。出題内容を通して勉強しておいてほしい点を伝えようというメッセージが、十分に表現できていないのではないだろうか。

以上より、論文式試験における民事系・民法は、全体としてどちらかといえば適切であると考える。

- ・出題分野のバランスがよい。
- ・学生には親族相続についても学習するように伝えているが、第1問はその場で考えることを対応することが求められるものである。第2問以下は基本的な理解を問うものであるから。

c. どちらともいえない

- ・設問1は条文解釈があまり問題とならず条文に気づくか否かでほぼ決まってしまうようなところがある。出題趣旨では建物改築等につき善管注意義務に違反すると断定しているが、この点には検討の余地があるのではないか。設問2は出題者の意図が見えやすい問題ではあったが、やや論点が多かった感がある。設問3は難解ではあるが面白い問題である。しかし、5月分の転貸料債権への物上代位の可否という検討すべき論点に気づかず、通り一遍の回答しかできなかったのではないかとと思われる。暗記だけでは対応できない

面白い論点であるので、特にこの点について全員が気づき悩みを見せるような誘導ができればよかったのではないか。

- 出題分野のバランスはとれていて、基本的な学力を測る試験であると思われる。ただし、改正され、施行された直後の規定が出題された点は、解釈がまだ固まっていない状況に鑑みると、やや危惧を感じる。また、設問 1 については、問いの意味（特に、(1) と (2) でどう書き分けるべきなのか）が分かりにくいと思われる。冒頭に、「試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。」とあるのに、事実 I の 4 には、「仮にそのような権利が認められないとしても」とあって、両者が矛盾するので、どのような前提に立つべきなのか理解に苦しんだ受験生が少なくなかったのではないか。設問 2 については、特定の事業への新規参入者で、かつ初めて取引する相手方に、事業者が 100 万円という代金について 2 か月も信用供与している点には不自然さを感じた。

d. どちらかといえば適切でない

- 今回の司法試験問題も設問 1 から設問 3 までオーソドックスなテーマに関する出題であったように思うが、ただ問題文も短くなり、なおかつ論点論証的（詰め込み吐き出し的）なトレーニングで対応できるような出題だった印象を受け、必ずしもロースクールにおける線の教育を意識した出題であったとは思えなかった。論点の抽出、それを時間内に処理するという能力だけではなく、もっともっと考えさせるような力も問う出題にすべきではないか。

e. 適切でない

(イ) 商法

a. 適切である

- 基本的な論点を中心に据えながら、事例を工夫することにより思考力を試す問題にもなっている上に、問題の難易度も適切であると考えられるため。
- すべての設問が基本的かつ重要な論点にかかわるものであり、受験生に必要とされる最低限の学力を測る点で過不足ない問題となっている。さらに、すべての設問について根拠となる有名な判例が存するため、判例の理解を確認する上でも適切な難易度となっている。

中には、受験生はおそらく知らないであろう判決に関連する論点もあったが、当該判決を知らなくても答えられる内容の上、答えるためには自ら利益衡量して考える力が必要であり、その力を試すという意味でも適切といえる。

- ・会社法上の重要な制度や判例に関する基本的な理解を問いつつ、設問の事実関係を踏まえながら結論を導き出す事案分析力も問う内容となっており、良問であると思われる。
- ・会社法に関する基本的な理解をもとに、論理的な思考力の有無を確認することができる、非常によく練られた設問であると思われるため。
- ・重要な論点に関する、正確な理解が必要とされる良問である。
- ・問題文が短くなり、大問2問に小問2問ずつという設定で、かつ、小問2問は相互に対比の観点で検討させる良問と思う。
- ・設問1は、本件売買契約についてAの会社法423条1項に基づく責任を問うものではありませんでしたが、一見すると、利益相反取引(間接取引)の手続きに関する問題にも見えてつ、唯一株主による取引でもある事例で、取締役の対会社責任に関して受験生に対して考えさせる問題として良問であったと思います。特に、いわゆる典型論点を知っているか否かという問題というより、事実即して任務懈怠の判断をきちんと行えるか否かという点を確認している点で論点主義的な問題ではなかったことで、実力をきちんと把握できる問題だったと思います。このことは、もう一つの小問である会社法429条1項に基づく責任でも同様だったと思います。

翻って、設問2は、いわゆる準共有株式に関する問題や瑕疵連鎖に関する問題であり、いずれも会社法判例百選にも掲載されている重要判例をベースに解答を求める問題であり、基礎的な内容を問う問題であり、会社法の基本的な知識を確認するための良問であったと考えます。

- ・法科大学院で学ぶ会社法上の重要な制度にかかる問題点についての理解と本問の事実関係を踏まえて具体的結論を導く能力が問われている。
- ・設問1設問2ともに、会社法の基本規律に関する問題について、判例の考え方に即し、一定の応用的思考を加えつつ、ていねいな事実関係の評価、あてはめを求める適切な問題と思います。
- ・会社法に関して、基本的な理解から応用的な理解まで受験者の学力の水準を適切に評価できる問題とされているから。また、会社訴訟等の実務でもしばしば見られる一般的な事例をもとに作成されている点、最新の重要判例から出題されている点でも良問だと思う。
- ・会社法における主要な制度・論点に関する基本的な理解と、具体的事案における事案分析能力・論理的思考能力をバランスよく問う適切な出題である。
- ・問題の把握、法的思考力の測定を中心としつつ、基本条文の運用力、重要判例の理解についても問うバランスのよい出題であった。次年度以降も同じ水準の問題を作問し続けることが難しいと思われるくらいの良問であった。
- ・各設問とも法科大学院の学生が学習しているべき会社法の典型的な論点についての出題

である。裁判例や法令の正確な理解やこれに基づく思考力を見るものである。細かすぎる知識は要求されていない。以上の理由から、適切であると考ええる。

b. どちらかといえば適切である

- ・内容面について。本年に出題されたトピックは、いずれも近年重要な論文や判例が出されるなどして議論が進展する学界でも注目のテーマである。しかし、最新の議論を知らなければ解けないわけではない。会社法の基本的ルールと重要判例（百選掲載判例）を理解した上で、問題文から読み取れる出題者の意図に沿って検討すれば、受験生は十分に対応可能であると思われるし、対応可能なレベルまで勉強しなければならない。加えて、会社法424条や346条・351条などを知っていなければならない出題となっているが、これらの条文はいわゆる論点中心に勉強してきた受験生にとっては、見落としがちな条文であるかもしれず、その意味で法科大学院で地に足の着いた勉強をしてきた学生か否かをふり分けられるものになっている。

形式面について。本年は、小問という形で、場面を変えたり、事実関係を変えたりすることで、特定の主題について比較しながら論理一貫した検討を求めるといふ、ここ数年見られない形式が採られている。これら小問同士の比較を通じて出題者の問題意識も読み取れるところであり、興味深い出題形式となっている。もっとも、その問題意識は、近年の学説における議論の進展を踏まえた、相当に高度かつ先端的なものであるように思われる。受験生の大判は、出題者の問題意識に気付かず、判例・通説をベースに通り返の回答をするに止まると思われる。学生の教育という観点からいえば、このような問題意識に正面から取り組むことのできる能力を涵養すべきであるが、一部の優秀な者を除いては、現実的にはなかなか難しいように思われる。

- ・設問1、2で現場思考の要素が強い問題が出題され、設問3では、共有株主の権利行使者の指定に関する典型論点が出題されていた。設問1、2で戸惑い、設問3にまでたどり着けず、実力が発揮できなかった受験生が多くいたのではないかと推測される。
- ・第1問は応用的な思考力の問われる問題であり、難しかったと思われるが、第2問は判例を正確に理解していれば解答できるもので、基本的な知識、理解力が問われるものだったように思われる。したがって、全体的にはバランスがとれているといえよう。
- ・一部のビジネス系法律事務所では活用できない高度で最先端の論点ではなく、多くの弁護士が遭遇する可能性のある論点を取り上げていることは評価できる。他方で、出題者と回答者の波長が合う・合わないという差が生じる出題であるかもしれない。
- ・問題の難易度という意味では適切であると思うが、形式面で、場面設定が2度切り替わる（〔設問1〕〔小問2〕において、「次の事実があったものとする」というのは、設定としてまだ理解できるが、次の資料文6の時点で、「上記2から5までの事実はなかったものと

する」という点、及び〔設問2〕〔小問2〕において、「8、10、11の事実がいずれも次のような事実であったものとする」とされている点) というのは、受験生を混乱させかねないため、必ずしも適切な形式であるとは思われない。

- ・設問2の瑕疵の連鎖に関する問題は、いくつかの場合分けによる検討を求められており、受験生にはやや厳しいものであったと思われる。
- ・設問1は典型論点。難易の評価は設問2に収斂するところ、株式の準共有についてはともかく、瑕疵の連鎖については、受験生にとってややハードな内容なのではないか。
- ・会社法の基本的な問題に関する出題で、判例の知識と事例への当てはめ能力を問う良問であり、難易度も適切であると考えられる。ただ、設問1の小問1でいきなり一人株主である取締役の会社に対する責任を検討させるのは酷で、まずはオーソドックスな問題を解かせてから応用問題に進む方が実力を測る問題としては適切である。出題出資の「株主の経済的利益の最大化という観点から任務懈怠を否定する方向に傾く」との説明に疑問があるとの意見もあった。小問2は、小問1との事実関係の違いに重点を置いて答案を書くことになると思われるが、小問1との「整合性に配慮しながら論ずる」ことを要求するのは、少し厳しい注文であるとの意見があった。

設問2はよく考えられた問題であるが、設問1の問題との共通事項はなく、しかも、小問2でまた別個の事実関係が設定されており、戸惑った受験生もいたのではないかとの意見があった。

論点が豊富であり、時間内に論点を拾い上げ、かつ丁寧に事実関係を追うことは難しく、受験生は時間との闘いになったのでは、との意見があった。

- ・判例等を踏まえた、バランスの取れた出題であるため。
- ・設問1から設問2小問1までは基礎的な学習で対応でき、適切と考える。

c. どちらともいえない

- ・〔設問2〕の〔小問2〕は、「上記8、10及び11の事実がいずれも次のような事実であったものとする」として、『パズルを解く感覚で』事実関係を各別に差し替えることを求める問題であり、このような問題はわかりにくく、出題形式として望ましくない。
- ・設問1、小問1については、典型的な論点とはいえないが、取締役の善管注意義務の意味など、基本的な原理を踏まえて検討すれば、一定の回答はできるものと考えられる。2019年に、同一ではないが、同様の検討をなすべき問題が提出されており、司法試験の過去問を丁寧に検討している受験者は、それなりの解答ができたかと考える。小問2は、間接損害事例としては典型問題であるが、「悪意・重過失の任務遂行」の評価において、債権者が原告となっていることから、小問1での善管注意義務の検討を踏まえて解答できるか、受験者によっては混乱したかもしれない。

設問2は準共有株式の議決権行使という基礎的な論点と、決議取消の訴えについて訴えの利益を問うたものであり、最判平成2年4月17日や最判令和2年9月3日の判例法理を踏まえた議論が要求されていると理解した。重要な判例ではあるのだが、民事訴訟法と会社法、いずれの講義で扱うかやや悩ましい問題であり、しっかりと百選の学習を自主的に行っている学生以外にとっては、意外であったかもしれない。

問題としては奇問である、難解すぎるとは思わないが、事実関係を細かく切り替えており、受験生にとってはフォローが困難で、試験とは無関係なところで余計な神経を使わせている。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

- ・ 出題分野、難易度が適切である。
- ・ 設問1は、違法収集証拠の証拠能力を問うており、基本的な問題と考える。ただ、関連する判例を示して、より具体的に解答させてもよかったと考える。設問2は、相殺と控訴の利益、不利益変更禁止との関係で判決の主文をどのように記載するかを場合分けしながら解答させる点で、分析力を問う良問と考える。設問3、特に課題2はZとYとの間での前訴判決の効力を問うことを問題文に示しており、やや難易度は高いと思われるが、考えさせる良問題と思う。
- ・ 基本的理解を問う問題であり、また、会話による誘導により、難度も適切なものになっている。
- ・ 基本的な事項を知っていることを前提に、制度や規範の趣旨から、未解決の問題について考えさせる問題であったため。
- ・ 問1がもっとも回答の自由度が高い設問であるように見受けられ、戸惑う受験者がいたかもしれないことを除けば、基本的な知識・理解に基づく事案の運用が求められる問題、やや非典型的な事案に対処できる基本的な知識・理解の深さを求める問題、抽象度の高いルールを具体的な事実関係に基づいて運用する能力を求める問題がバランスよく出題さ

れていると思います。

- ・理論的に興味深い論点を検討させる問題であった。
- ・様々な角度から受験者の能力を図る優れた問題である

b. どちらかといえば適切である

- ・設問1で違法収集証拠について出題されているが、一般に使用されている演習書にも取り上げられている論点であり、試験当時刊行されていた民訴判例百選第5版にも下級審裁判例が掲載されていたものの、弁論主義、処分権主義、判決の効力、不利益変更の禁止等の民事訴訟法の基本概念とは距離のある論点であり、上記裁判例も証拠能力を否定していなかったため、十分準備できていなかった受験生が少なくなかったことが懸念される（民訴判例百選第6版刊行後であれば、証拠能力を否定した裁判例が掲載されているから、学修の必要性を再認識することができたであろう）。
出題内容はさておき、これが冒頭の設問に配置されたことから、ここでかなりの時間を費やしたという受験生がいる。設問2や3（特に2）は場合分けをして論じなければならず、書く分量も調節しにくい。設問1は、いざ書くとすれば時間に応じた分量で解答することも可能である。したがって、設問1を最後に配置した方が、基本概念に関する能力を正當に評価することに資するのではないかと疑問から、aではなくbとした。
- ・設問1は、基本的な論点について、法的根拠や判断基準を述べさせた上で、事案へのあてはめを論じさせる問題であり、きわめて適切である。
設問2は、設問に挙げられた事実を整理した上で、不利益変更禁止等の理論を確実に理解していれば解答できる問題であり、事案の整理能力と論理的思考力が試される問題として、適切である。授業ではここまで触れることはなく、少しひねりを加えているが、許容範囲内という意見もあった。
設問3についても、授業ではここまで触れることはなく、少しひねりを加えているが、許容範囲内であり、標準的な問題である。ただし、裁判実務や通説を前提にすると、課題1、2の事案とも、およそ前訴確定判決による効力が及ばない結論になるものであり、現実の訴訟では争点になりそうにないのであって、法律実務家になるための試験問題として適切か、受験生は解答に戸惑うのではないかと意見もあった。
- ・設問2及び設問3については、法科大学院での学修を問うものであり、良問であったと思われるが、設問1については、必ずしも重点的に取り扱われるものではなく、実力を問う問題とはいえないため。
- ・第一問、違法収集証拠排除は刑訴法では勉強するが民訴法では勉強しない。証拠法の分野からの出題に反対するものではないが、敢えて民訴法の司法試験で出す必要性があったかは疑問である。第二問、相殺に対する反対相殺を出した意義があまり感じられなかった。

基本的に不利益変更禁止の原則について問う問題であることは良かったと思うが、司法試験用に事案を捻ったということであろうが、事案がやや不自然であるという印象を受けた。第三問、よく見られる事例から民訴法の基本的な制度理解を試す問題であり良問であると感じられた。参加的効力の援用権者についても、創造的でありながら、考えれば一定の結論に辿りつくことができる面白い問題であった。

- おおむね良問がそろっている。ただし、設問2がやや択一式問題的であり、より工夫があってもよかったように思われる。
- 知識偏重でないこと。
- 基本的な視点から、問題を検討させる点は評価できる。しかし、今年度も問題数が多く、1つ1つの問題に十分な考察ができないまま時間切れとなったのではないかと思われる。短答式試験がない分、あれもこれもと盛り込みすぎである感は否めない。
- 設問1は、多くの学生にとって盲点であっただろう、証拠能力について問うこと自体は良かった。もっとも、証拠の採否決定自体が手続として確立されていない上に、証明力がそれなりにある文書が証拠能力を欠くという場合、提出された文書の証拠能力の判断過程で閲読したであろう裁判所が心証から排除する仕組みがない点で、実際の効果の面での疑問が拭えず、理論的な整理のみを尋ねている感は否めなかった。設問2は、控訴審の主文についての基礎的な理解を問う点で、今後の受験生に対するメッセージとしては良かった。アイウと問う順序も工夫が凝らされており、学修の程度を判別する機能も備わっていたのではないかと憶測する。とはいえ、不利益変更禁止が問題となる場面では、審理過程での裁判所の適切な釈明権行使に期待が寄せられるであろうところで、そこを不問に付して判決部分だけ問うことの不可解さは否めない。仮に課題設定をしたL1が弁護士ではなく、受訴裁判所を構成する判事であったなら、その部分の怠慢が問われうる場面である。設問に付された仮定や前提も、それ自体の妥当性をめぐる議論の余地がありえたことも、採点の都合による技巧的な問題設定という印象は否めなかった。これらに対し、設問3は確定判決の様々な効力を包括的に尋ね、しかも、そのうち参加的効力のみ「課題2」で別途尋ねることで、「課題1」において他の効力との関係を強く意識させる点で受験生への配慮もある良問であった。もっとも、判決効を広く尋ねることで、採点側の負担は小さくなかっただろうし、適切な配点基準の確立は難問だっただろうと憶測する。個人的には、設問3の方向で複数の問題領域を幅広く問うスタイルが今後継続することを期待したい。
- 基礎的な知識を事案に適切に運用する能力を問う問題となっているから。
- [設問3]の課題1については、拘束力には様々なものが想定されるので、何を中心に論じるべきか、もう少し誘導があった方が良かった。
- 設問2は、条文の正確な理解を問う良問であるが、設問1と3は、いずれも判例・裁判例や学説においても定説はない問題であり、応用力を見る問題であろうが、このような問題は1問にすべきで、もう1問は条文や判例の正確な理解に基づいての解答をもとめるよ

うな出題とすべきある。また設問1は、不当に証拠を入手された側の弁護士からの課題であり、あたかも証拠を排除する方向での立論をもリードしかねない。排除すべきかどうかを問題にするなら、裁判官と司法修習生の会話にすべきであった。

- ・全般的に良く出来た出題である。ただし、〔設問2〕は、ちょっと複雑で解答の時間が足りなくなりそうである。

c. どちらともいえない

- ・考えさせる良問であるが、問題量が多すぎる（3分の2で十分ではないか）。設問1）違法収集証拠の証拠能力を否定する解答を要求しているが、判例・学説に照らし、根拠が固まっておらず、まだ時期尚早ではないか。設問2）相殺の抗弁・再抗弁と控訴審の不利益変更禁止に関わる問題で、甲債権・乙債権・丙債権とやや事案が複雑で、頭の整理に時間がかかる。設問を減らしても良いのではないか。 昨年に比べ、一気に難度がアップした感触であり、出題傾向の安定性に欠ける。

d. どちらかといえば適切でない

- ・通常のロースクールの授業で扱われることが少ない論点が重点的に出題され、採点に当たって差がつけづらかったのではないかと推察しています。受験した学生からも、修了生・在学学生問わず、出題論点について例年以上に戸惑いや不満の表明が多かった気がします。出題に当たっては、設問ごとにレベルに差を設け、多くの学生が適切に回答できる問題と習熟度によって差がつく問題とをバランスよく出題することで、採点を容易にし、また、得点のばらつきが適正になるようにすべきと考えます。

e. 適切でない

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

- ・設問1は、法科大学院で重点的に学ぶ最近の最高裁判例に類似する事案を素材としている点、問いの設定により、判例の意義や挙げられている事実の意味について具体的に学んでいる受験生が有利になるように工夫されている点などにおいて、設問2は、現実生起し得るような事例を素材に、基本的な問題の処理を問うものであるところ、理解が行き届いている度合いにより差がつくように事例が設定されている点などにおいて、設問3は、総論の主要分野および財産犯以外にも学習を及ぼすことを動機づけている点、問いの設定により、問題の所在を理解していなければ有効な解答が難しくなるよう工夫されている点などにおいて、出題として適切と考える。
- ・論点が示されており、何について解答すべきかが明確であったから。
- ・最新の重要判例の理解を問うている。また、見解の相違点を中立的に分析・再現させており、判例や有力説を丸暗記するだけの学習に警鐘を鳴らしているように見える。
- ・判例を基礎にして一般論と当てはめを問う問題になっている。
- ・刑法総論と各論にまたがる重要な論点について、単に表面的な覚え込みにとどまっているか、それとも内実にわたりきちんと理解しているかを試す良問であると考えます。他方で、実行の着手の論点については、相当に深いところまでの理解を確認する問題となっており、刑法のすべての論点につきそれだけの学修を要求することは受験者に対し酷であると思われます。そこで、受験者に対するメッセージとしては、特に「流行の論点」を探しかつ選んで準備するというような勉強を行う方向に誘導することにならないかという危惧も感じるところです。
- ・法科大学院での標準的な学修内容を踏まえたもので、内容・出題方法ともに適切であると思う。
- ・基本的な理解と応用力が試される良問と思われる。特に、代表的な判例の射程を小問形式で段階的に問う形式を採った今回の出題形式は、LSでの刑法教育の基本方針に合致するものであり、極めて高く評価すべきである。この点も含めて、異なる結論を導きうる見解を問う近年の出題傾向は今後も堅持すべきだと思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・「資産家」に口座から「全額」引き出すように指示しているのに金額が200万円や300万円というのは不自然

- ・比較的新しい（平成30年から令和にかけて）最高裁の判例をベースとした問題が出題されている点や、総論・各論に偏らずに出題がなされている点、問われている争点の内容が複雑になりすぎていない点は、修了生・在学中受験生の区別なく刑法の理解力や適用能力の有無を図ることのできる出題になっていると感じた。
- ・設問の趣旨が明確で相互のバランスもよいが、全体として解答すべき内容が多く、時間を要する。問題文中の人物に関し、不要なら性別表記をやめてはどうか。
- ・例年通り、近時の最高裁判例を素材とした出題および伝統的な論点に関する理解を問う出題であり、受験生にとって対応可能である。他方、詐欺罪（交付罪かつ知能犯）の共謀と強盗罪（盗取罪かつ粗暴犯）の実行との関係については、多様な考え方が存在し議論が深まっていない段階における出題であり、やや捻りが利き過ぎな観もある。
- ・主として重要判例を踏まえた事例問題であり、法科大学院教育で必ず触れるべき内容について問うものであって概ね妥当である。全体として事実関係の分析を重視しており、法科大学院教育に対して適切なメッセージを与えるものである。
- ・特に、設問1は、最近議論が活発化していた実行の着手をめぐる議論について、詐欺罪の実行行為である欺く行為の開始がどの時点で認められるかという点を問うものであり、未遂犯に関する基本的な知識を問い、詐欺の実行の着手を検討させる問題で、良問であると考えられる。
- ・社会的に大きな問題であり、刑法の多くの分野とかがわりを持つ特殊詐欺の出題は理解できるが、近い時期に連続して出題されると、学生の学習がこれに偏る可能性は危惧される。
- ・判例の意義をきちんと押さえつつ学んでいる学生にとっては実力を発揮できる良問だったのではないかと思われる一方、いわゆる予備校型答案しか書けない学生にとっては戸惑いを生じさせ、厳しい結果になったのではないかと推測されるので。
- ・法科大学院学生の現実からすると対応しきれない場合もあるが、複数の立場、あるいは特定の立場から記述を求める点は、唯一の正解がない法学の問いとして適切である。解答すべき対象・内容の特定も含め、受験者の作業量も考慮されていると思われる。ただ、事例1がほぼ箇条書きで示されていることには、受験者の作業を先取りするようで、やや違和感があった。

c. どちらともいえない

- ・理由は、下記のとおりである。もっとも、〔設問3〕以外は適切であったと思われる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問1につき、実務上重要な新しい事例を問題に採り入れた点は評価できる。しかし、論点が高度に理論的すぎたため、受験者には出題者の意図が伝わらず、肩透かしになってしまったきらいがある。
- ・バラバラの論点を無理矢理つなげたような問題。全体として、難易度的には、簡単すぎるのではないか。
- ・設問の内容は適切であるが、量が過大である。少なくとも、問2と問3はどちらか一方に限るべきではなかっただろうか。単に事務処理能力が高いタイプの受験生のみが有利な試験で、やや事務処理能力は低い、じっくりと考えを深めて結果的にはより適切な結論を導き出す受験生を排除する結果となってしまう。

e. 適切でない

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- ・出題された項目は、捜査、証拠ともに想定範囲内と思われる。難易度、必要な記述の分量ともに適切に設定されている。
- ・設問1、2とも、基本的論点に関する出題であり、出題意図も明確である。設問1は比較的難度が高いが、受験者の思考力・論述力を見極めるのに適した問題である。設問2も、伝聞法則の正確な理解を試すことのできる良問である。
- ・例年通りの出題項目（捜査法と証拠法）であり、受験者に予測可能な出題であった。
- ・設問1及び2ともに、基本的事項についての知識、法適用能力（事実認定能力）及び論理的思考力を試す問題であり、良問と考える。
- ・問われている論点が重要なもので、問題文からみて明白。
ただし、論文式試験の形式にも影響されて、解釈論上の論点の理解が一面的・表面的なものにとどまっている受験生が少なくないのではないか。そこで、多角的な視点を取り入れた設問にするとか、採りあげる論点についてもっと長めに論じさせるような問題にすることも考えられるのではないか。たとえば、問題数を減らしたうえで、当該論点につき手続を適法とする考え方と違法とする考え方の論理構成・根拠をまず問（この点は刑法の出題に近い）、そのうえで反対説も意識したうえで自説を述べさせるなど。
- ・出題されている問題点が明確であり、かつ、基本的にはどのLSでも取り扱っているものだと思うことに加え、要求されている（と思われる）論述の分量も受験生に無理を強

いるものにはなっていないと考えられるため

- ・ 基本的な知識と事例を解決する能力の有無を判定する良問である。
- ・ 法科大学院で必ず扱う重要判例・裁判例をベースとしつつ、事案を工夫することにより、刑事訴訟法に関する基本的学識と法適用能力を試す出題となっている。また、受験生の理解が進んでいると思われる捜査法はやや応用的な問題とする一方、受験生の理解が不十分と思われる証拠法は基本的な問題としており、問題全体の難易度も適切である。
- ・ 設問1について。ごみの領置の問題は、平成20年の有名な最高裁判例が存在すると共に、近時、下級審において注目すべき裁判例が出ている分野である。領置自体、そもそも強制捜査と任意捜査のどちらに位置付けるのかというレベルから争いがあり、複合的性格を有するがゆえの難しさも存在するが、過去に平成22年度司法試験で既出であるので、受験生ならば一定の対策をしていたと考えられる。それゆえ、難易度は丁度良いと考える。設問2について。実況見分調書に犯行再現、被害再現状況が記載されているという問題は、平成17年の有名な最高裁判例が存在すると共に、過去に平成21年度及び同25年度司法試験で既出であるので、受験生ならば一定の対策をしていたと考えられる。それゆえ、難易度は丁度良いと考える。
- ・ 法学部・法科大学院における学修成果を測るのに必要かつ十分な質・量であると思われる。
- ・ 基本的な論点であり、かつ正確な理解がなければ解答することが容易ではない、良い問題だった。法科大学院での学修の内容で充分足りるものであった。在学中受験に配慮してか、実務科目を受講していなくても問題が理解できる事例だった。
- ・ 分量および難易度ともに適切な水準にあると考えられる。
- ・ 実務と密接に関連する論点につき検討を求めるものであり、素材として基本的に適切であり、法科大学院での教育との関係でも齟齬を伴うようなものではない。もっとも、捜査につき取り上げられた「領置」は、中心的な論点からやや距離があり、これだけでは、在学中受験を含む受験者の理解度をはかるには難しい素材であったとの印象を受ける。
- ・ いずれの設問も判例の基本的な考え方を踏まえて、具体的な事実関係に応じて踏み込んだ検討をすることが求められており、基礎的な理解力と論理的な思考力を問う出題となっている点が評価できる。2通の実況見分調書に関して、内容を問題文で説明するのではなく、従来の出題で見られたように、簡略化したもので良いのである程度具体的な資料を別紙とした出題形式の方がよかったのではないかと思われる。
- ・ 基本的な学識とその具体的事例に対する適用力等を試す問題であること
- ・ 設問の内容、量、難易度などオーソドックスで適切。
- ・ 従前からと同様の試験範囲からの出題で、サプライズはなかった。内容的にも、判例の存在と理解を前提にしたもので、適切であった。

b. どちらかといえば適切である

- 基本的な論点から出題されており、難易度、量ともおおむね適切であると考えられる。ただし、出題趣旨を前提とする採点には一部疑義がある。
- 設問 2 については、これまでも出題されている実況見分調書について、今までとは違う視点も織り交ぜながら出題されており、適切だと思う。
設問 1 は、以前も出題されており、領置については、論じることが同じになるように思うので、他の論点の方がよかったのでは？と感じた。
- 設問 1 については、東京高裁平成 28 年 8 月 23 日判決と類似するが、同事例よりも捜査機関の関与の程度を低くした点で、応用力、思考力を試す良い問題であった。ただ、この判決についてはいろいろな解釈があるのであり、学生には難しかったか。なお、当法科大学院ではこの判決が出された年から類似した事例問題を作成して受験指導に用いており、今年度も直前ゼミで使用した問題であった。それに対して、設問 2 は物足りなかった。もうそろそろ再現見分調書が出題されるとは思っていたが、ひねりがなく面白くなかった。しかも、事案としても、検察官が再現見分をしたのであれば、通常検面調書の末尾に写真を添付して指示説明に付き、供述録取書化するものと考えられ、実況見分調書を作成して証拠請求するというのはやや不自然に感じた。判例の通り、警察官による実況見分としなかったのは写真について 321 条 1 項 2 号で証拠能力を認めるためかもしれないが、大した内容の見分ではなく、検面調書も存在するので証拠とする必要性が低く、この点でも実務的には不自然に感じた
- 設問 1 の領置については、法科大学院の授業において多くの時間をかけて扱う事項ではないため、やや細かな論点が出題されたという印象である。また、最決平成 20 年 4 月 15 日があるので、証拠物の占有取得そのものに強制がなくとも、対象者のプライバシー保護の観点から、なお重要な権利利益の制約が問題となり得ることを検討させる問題としては良問であると思われる。しかしながら、DNA 型鑑定資料を収集するための捜査による対象者のプライバシー侵害という論点は、受験生にとってほとんど考えたことがなく、難しいものであったと思われる。
設問 2 の実況見分調書の証拠能力については、法科大学院における刑事訴訟法の学習をきちんと行っている学生であれば解答できる問題であり、良問であると思われる。
- 論点・難易度とも妥当であった。
- 任意提出物又は遺留物の領置は、任意捜査の基本であり、再現実況見分調書の証拠能力、実況見分調書に記載された現場供述の証拠能力も伝聞法則に関する基本的な問題であり、出題分野として適切と思われる。ただし、当てはめを考えさせるためとは理解できるが、検察官が自ら写真 1 枚の実況見分調書を作成し、供述調書には添付しないという扱いはやや現実離れしており、現実を生じ得る事例を工夫してほしい
- 論点について、問題文の中から重要な事実を拾い出し、その位置づけを分析した上で解答することが必要な問題となっており、学生に表面的な学修ではなく、問題点に関する本質

- 的な理解を問うところは適切と思われる。ただし、本問に関しては、在学中受験生にとって、領置に関する理解は学修が間に合わなかった面があるかもしれない。再現実況見分調書に関する出題は適切と思われるが、V が死亡したとの設定は、やや不自然な感がある。
- ・ 司法試験として良問である。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 設問1も2も争点は明白ではあるが、いわゆる典型論点に飛びつきたくなるような出題であったように思われる。他方、とりわけ、設問2の内容は、受験生が戸惑ったのではないだろうか。

設問2、実況見分調書①の検討に際して、事例7に記載された証拠調べ請求のみを前提とするのか、事例5の甲の警察官面前調書も証拠調べ請求されているものとして検討するのか、によって検討結果が異なってくる。受験生は、実務では員面調書も当然証拠調べ請求されるであろうという前提で検討する可能性があるが、実況見分調書②については、事例6の被害者の検察官面前調書も証拠調べ請求されていることがわざわざ指摘されていることから、①のみで員面調書の証拠調べ請求はないものとして検討を求めているように読める。検討内容を大きく左右する記載の差をここまで理解しなければならない出題だとすれば、受験生にとって非常に難しかったのではないだろうか。

実況見分調書②について、被害者の員面調書も証拠調べ請求されていることを前提に検討すると、最決平成17年9月27日刑集59巻7号753頁とは全く異なる検討が可能であるが、受験生がその相違と内容に気づくことは難しいように思われる。

e. 適切でない

(4) 倒産法

a. 適切である

- ・ 基本問題と応用問題のバランスがよい。
- ・ 事例に不自然なところが感じられず、設問内容も、基礎そのものの的な事項のほか応用的な

いし実務的な事項も問われているため、実力に応じた適度の差異が現れるものであったと思われるためです。

- ・例年通り破産法と民事再生法一題ずつの出題であり、具体的事例をもとに基本的理解と事例処理能力を問うものであった。出題の内容・難易度ともに適切なものであった。
- ・法科大学院の授業において取り扱う事項を中心に出题されており、また、解答として肯定・否定の両論があり得る設問もあるが、法科大学院で学習した事項を基に解答することが可能な水準の難易度であるため、適切な問題であったと評価することができる。
- ・基本的には、倒産法上の制度、倒産法における条文や基本的論点について、条文・制度趣旨などの基本的な理解を前提とし、具体的な事例について、①「条文」に則して、②問題点を的確に把握し、③「制度趣旨」を考慮した解釈論をし、④具体的な当てはめ（「結論の妥当性」）を導く問題となっており、適切であると評価できる。
- ・基本的な知識を聞く内容であったため

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的な理解を問う問題が多かったので適切であった。
- ・基本的な条文を具体的な事案に当てはめられるかどうかを問う問題が中心であり、基礎的な学力の測定をするために適切である。ただ、第1問設問1(2)について、出題の趣旨を見ると、解約返戻金相当額の破産財団への組入れと解約返戻金請求権の放棄に言及があるが、この点は細かすぎるように思われる。再生計画における敷金返還請求権の取扱について、当然充当先行説を指定して解答させている点は、受験生が過度に難しい論点に触れなくてよいようにしている点で優れている。
- ・内容的には、法科大学院の授業で一般的に扱うことが想定される範囲の出題であり、とくに在学中司法試験が開始し、在学中の学生も受験することを踏まえると適切なレベル設定と出題といえる。ただし、若干分量が多く、せつかく基本的な知識をベースに、自身で検討して解答を導き出すことを求める問題であるが、そのような時間的余裕が十分ではなく、結果的に覚えている知識を書き連ねるだけの答案が多くなったのではないかと若干危惧される
- ・第1問設問1小問(1)は破産法の基本的な条文の当てはめを問う問題であり、良問である。小問2はやや実務的な知識を要するが、法科大学院の授業ではほぼ言及する内容に関わるものであり、許容範囲といえる。設問2小問(1)は破産管財人の第三者性に関する問題で、良問といえる。小問(2)は百選掲載の平成2年最判を基礎としているが、難度が高い。ここで倒産法学習の質量が問われるという意味では一定の意義を見出せる。第2問設問1・設問2(1)は倒産法学習者としての基本的素養を問う問題で良問である。小問(2)は過去問にもあるので、受験者としては試験に向けた準備の質を問われるという意味では一

定の意義がある。

- ・第1問の設問2(1)は、「Xからの反論を踏まえて」回答することが求められているが、実体法の理解もからんだ難問である。
- 第1問の設問2(2)の「なお、甲不動産の譲渡は・・・」という一文が、Dの主張なのか問題の前提なのかが分かりづらい。
- ・第1問設問2は難しかったかもしれない。

c. どちらともいえない

- ・問題内容は適切であるが、設問数が多すぎる。
- ・第1問、第2問ともに、大変に実務的な問題と感じた。講義においては実務の話も適宜入れているところであるが、本年の問題に対応するためには、学生に対してもっと実務経験を伝えなければならないのではないかと思うところである。

d. どちらかといえば適切でない

- ・民事再生法50条2項括弧書、破産財団放棄に伴う実務対応など、法科大学院で扱うには細かすぎる知識が要求されていたものと感じられる。また、第2問設問2では、結論に影響がない事由(相殺)が記載されていたが、受験生にとって無用な混乱を招くのではないかと思われる。

e. 適切でない

(5) 租税法

a. 適切である

- ・いずれの問題についても、租税法の基礎的知識を前提にして回答が可能であるため
- ・第1問・第2問とも法科大学院で教える基本的知識を問うものであり、受験生の基本的な理解とともに法科大学院教育の質を確かめるという意味での良問である。
- ・いずれも法科大学院で教えている基本的な問題の応用であり、特に第1問は、出題が期待

されていたストック・オプションの問題である。

- ・遺留分減殺請求に関する問題は難易度が高めとは思いましたが、全体として、基本とその応用を問う問題となっていると思いました。
- ・所得税法を中心に、国税通則法や法人税法の各法令の基本構造とその背後に存在する基礎理論を理解した上で、応用的事案に適用ができるかを問う点で適切な問題であるといえる。
- ・所得税法および法人税法に関し、偏りなく、バランス良く出題されている。難易度も標準的であり、法科大学院で学習しているはずの論点や判例を押さえられているか、また、基礎的な制度も条文の裏付けを意識して理解できているかを問うている。国税通則法と手続にも及ぶ出題も、学習の前提として当然知っておくべき基礎的な理解（とはいえ受験生が知らないままとなりがち事項）の確認に留まっていた、受験生を驚かせるものではない。
- ・法科大学院の授業においてとりあげるべき内容と、必ずしも授業においてとりあげるべきとはいえないが受験生が自らの頭で考えるべき難易度の高い内容とが、バランスよく含まれているため。

b. どちらかといえば適切である

- ・①求められる作業量が多すぎると考える。平均的な受験生だと、問題文を通読した上で最後まで考えて書くというよりも、自分が解けそうな問題に目星をつけてそこから解いていくスタイルにならざるを得ない。今年に限らないが、分量については、検討の余地が大きい。
- ・②第2問は、所得税、法人税の両方に目配りが効いた良問と思う（設問1(2)は戸惑った受験生が多いかもしれない）。
また、第1問設問2(2)や第2問設問3(2)など、手続法をも視野に入れた出題は、法科大学院生に租税手続法の勉強も疎かにしてはならないとの、良いシグナルになると考える。
- ・③他方、第1問の設問1には疑問を感じる。ほとんどの受験生にとって、令84条3項2号は初見であったと思われるところ、同項柱書において36条2項の価額が行使時の時価であることから、新株予約権の行使時課税の仕組みを見抜くことを求めるのは、難易度が高すぎる。なお、土地等の譲渡を出題して租税特別措置法を無視させることはしばしばあるが、上場株式等について同じことを求めるのは、金融商品課税として自足的に制度が作られていることから、感覚論だが、かなり不自然に感じたことを附記しておきたい。
- ・問題の難易度は適正である。しかし、過去3年間にわたり設問数が合計で10問あり、解答時間は単純計算して1問当たり18分しかない。実際には問題文を読み解答を構成する時間が必要であるから、解答にかけられる時間はかなり短くなる。この方法では、法曹に

必要とされる3段論法による起案は難しいのではないかと考える。設問数を若干減らして、考えて解答する設問を設けてはどうかと考える。

- ・所得税法、法人税法、租税手続法についての問題が、それぞれの重要性に鑑みてバランスよく配置され出題されている。難易度がやや高い部分がないわけではないが、全体としては基本的な理解を問う問題であったと思われる。例えば、役員給与の損金算入規定が同法22条3項2号であって、同法34条でないことを問う設問3(1)などは、損金算入の原則規定と別段の定めに関する基本的な条文操作について問う良問である。
- ・出題する論点自体は適切ですが、問題文が複雑で、かつ小問の分量が多いように思います。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(6) 経済法

a. 適切である

- ・第1問は不当な取引制限及び企業結合規制の理解を、第2問は不公正な取引方法の理解を問う問題であった。独占禁止法の体系的理解・基本的な論点に関する理解を問う問題であり、問題のレベル感は適切であったと思われる。
- ただし、第1問、第2問ともに、検討すべき論点と、拾い上げるべき事実が多く、限られた時間で深く考察することはやや難しかったようにも思われる。
- ・独占禁止法の基本的な考え方を正確に理解できているか確認するのに相応しい内容になっていると考える。
- ・競争停止の弊害と排除の弊害とをバランスよく問うよう出題されていた。事例内容も、違反要件の様々な論点を問えるよう、必要十分に工夫されていた。第1問は、制限時間内に解くにはやや難しいようにも感じた。
- ・問題の量、質ともに適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・第1問も第2問も、それぞれ適切な問題であるように思う。但し、第1問の方が第2問よりも難度が高く、設問が2つで検討条文も2つのため分量が多くなるので、同じ配点でよいのか、バランスが悪くないか、といった点が気になる。また、予備試験との差別化のためだろうか、やたらと問題文が長く、事実関係を複雑にして、長文読解力を試すような出題が多いことも気になる。
- ・基本的ことを質問しているものの、それを応用レベルに引きあげる為に少し複雑な問題文であるように思う。ただ、問題文を丁寧に整理してみれば、教科書や授業で学んだことで解答できる良問である。
- ・司法試験「経済法」の過去問の検討と答案作成の作業を着実に進めていけば、今回の問題の答案構成及びとるべき結論の方向は見えるように思われる点では、現在における司法試験の試験問題として優れていると感じた。一方、事実関係が入り組んでいて複雑であるために、短時間で求められる答案を書き上げるためには、経済法に関する基礎知識に加えて、相当の法的能力と事実関係の検討能力が要求されるのではないかと感じた。後者の点は、経済法で出題される範囲の相対的な狭さを考慮してもなお、選択科目の試験問題として適切なのか問題となるように思う。
- ・ここ数年は「不公正な取引方法」に係る出題がほとんどであったので、1問が「一定の取引分野における競争の実質的制限」に係る問題であった点は良かったと考える。
- ・基本的事項の応用力をみるという観点で、非常に考えられた問題であったと考える。他方、期待される答案を、制限字数・時間内に書ける学生は、ほとんどいなかったのではないかとと思われる。

c. どちらともいえない

- ・企業法務・実務上、関心が高い事象であることは確かであり、かつ、基本知識や思考枠組みがあれば対処不可能とは言えないものの、両設問のバランスを考えるとやや事実関係が込み入っている印象を受けたため。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問2については、基本的な考え方の正確な理解と応用について問う適切な問題であったと考えられる。他方、設問1については、設問2との難易度調整のためか、かなり高度な

分析を求めているように思われる。大型甲装置市場と小型甲装置市場の双方にまたがる形で、甲装置の中核機器である乙機器市場が影響している。このため、競争の実質的制限の発生機序を分析する上で、かなり複雑な分析が必要であったように思われる。

- ・ 経済法の出題は、例年、解答に必要な事実が書かれていないという問題があるが、本年度は、問題文の表現が何を意味するのか不明・曖昧な部分が目についた。第1問では販売価格に占める供給価格の割合が8割と6割との記述があるが、OEM供給側とOEM調達型のいずれにとっての割合を述べているのか、また8割と6割という違いがなぜ生じてくるのか説明がなかった。第2問では、「陳腐化しやすい」という表現が曖昧で、一読して判別できない。「技術進歩が早い」という趣旨なのか、「耐用期間が短い」という趣旨なのか、複数の意味に受け取れる。前者であれば「需要の鈍化」に直面している事実との両立が不自然である。「新しいモデルが数年おきに発売される」とか、「数年おきに新商品に交換しなければならない」など、より具体的な表現をとるべきであった。また、「管理や事務の負担を軽減できる」「需要者に対して十分な説明ができず、需要者の利益ならない。」という表現も、何を意味しているのか不明瞭である。

もう一点は、解答すべき内容が多すぎることである。とりわけ第1問は書くべきことが多すぎて、4枚に収めるのは困難である。解答用紙4枚を完全に埋めることが求められる試験では、受験者は覚えたことで関連しそうなものをひたすら羅列すれば、どこかで点をもたらえらるだろうという姿勢になる。このような出題が続けば、独禁法の判例実務を理解しようとする受験者は少数派となるだろう。

e. 適切でない

(7) 知的財産法

a. 適切である

- ・ 基本的な事項・論点につき学習していれば解答できる良問と感じた。問題文の複雑さも適切であった
- ・ 実際に関係する論点を複数入れ、実践的に考えさせる問題になっている。

b. どちらかといえば適切である

- 個々の設問の内容自体は基本的な事項を問うものであり適切であるが、全体としては問題文が長く、設問数もやや多すぎる嫌いがある。全体として受験生に求める記述量が多くなっている。
- 特許法の発明者の補正は論点としてはマイナーではないか。また著作権の問題で、写真を同じ場所、同じアングルから撮った場合に侵害になるという教え方はしていないので、設問2の場合の論じ方は難しいと感じた。他は標準的な設問との印象
- 思考力を問う良問もあるが、小問数を含む合計11問は問題数が多すぎる。法科大学院生として修得しているべき基本的な理解を問う問題に絞る方が実力差は反映されると思われる。そのような観点からすると、発明者名誉権や犬に見せることと非享受目的の利用との関係など、理論的には興味深くとも実務的意義は低い論点、反対に、進歩性における効果の位置付けなど、実務的には重要でも法科大学院の段階で学習している可能性が低い論点などは、出題の必要性は低いと考える。他方、取消訴訟の拘束力や著作権法の類似性などは良問と考える。
- 問題自体はいいが、時間の割に問題の分量がおおいように思う。
- 小問において、具体的な検討の視点が示されこれに沿った解答を促すスタイルが変わっており、論点を大きく外さないような配慮がうかがえた。
- 複数分野から基本的事項を問うという出題方針は適切と考える。ただし、第1問設問2(2)は令和元年の最判を踏まえて回答する問題であるが、受験生にとってややマイナーな問題だったのではないか。在学中受験で学習期間の短い受験生もいることを考慮すると、できるだけ判例百選やほとんどの教科書に記載されている事項から出題するのが望ましいと考える。
- 一部に改善の余地があるものの、おおむね、適切に受験者が備えるべきスキルを問う問題となっている。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- 小問が合計11問もあり、解答時間が180分であるので、1問あたり15分程度しか与えられていない。大変失礼であるが、出題者は、あらかじめ、時間を測って解答を作成してみてもらえるのであろうか。
- 問題の量がやや多過ぎる、また、問題の内容がやや難し過ぎる

- ・特許法の設問2に正確に答えることは、法科大学院教育が想定するレベルを超えており、また、試験の時間と字数の制限内では困難である。表面的な解答を書かせても、意味がないと思われる。さらに、医薬品の添付文書の意義の理解については、医薬品規制についての知識を前提とするはずである。

e. 適切でない

- ・問題が難しすぎると思います。第1問は、進歩性判断における顕著な効果を何との比較で判断するか、用途発明に基づき差止が認められる範囲など、実務的には重要な問題ですが、一般的な教科書で十分な解説がされておらず、実務を知らない受験生にとってはイメージのしにくい問題で、解答が難しかったのではないかと思います。発明者名誉権もマイナーな論点であり、何故敢えてそのような論点ばかり問う必要があるのか疑問を感じます（初日最初の試験である知財の問題に手も足も出ず、激しく動揺したという受験生の意見を複数聞いています。）。第2問についても、書くべき論点が多過ぎて、何をどこまで論じるべきか戸惑った受験生が多いのではないかと思います。選択科目が受験生の負担になっているという点は以前から問題視されているところであり、より基本的な内容の出題をお願いしたいです。

(8) 労働法

a. 適切である

- ・第1問は、①傷病休職と復職の可否、②試し出勤における賃金請求権について問うものである。傷病休職と復職の可否については、片山組最高裁判決で法理が確立しているが、それを踏まえて、個別具体的な事実関係において考えさせる問題であり良問である。また、設問1と設問2で、同一事案において、労働者、使用者の対応が異なる場合にどのような法的帰結の違いが生じるかを問うものであり、今までの試験問題にはない特徴的な問題であった。
- 第2問は、③派遣先企業の団交応諾義務について、②労働協約による賃金の支払い猶予、ならびにその放棄の可否について問うものである。それぞれの問題については、近年、重要な裁判例が出されており、重要な論点である。事実関係が少し複雑なもの、じっくり考えれば解答できる問題であり、良問であるといえる。
- ・実務でも問題となっている近時の重要論点について、前提となる最高裁判例の正確な理解

とともに、その応用力を測る出題となっている。分量も適正である。

- 基本的な論点をふまえたうえで、応用的な点を考えさせている。(特に第一問)

b. どちらかといえば適切である

- 第1問・第2問とも、設問1は基本が理解できていれば十分に解答できるが、設問2はかなり応用的な論点(試し出勤期間の賃金請求権、労働協約による賃金支払猶予)を含んでおり、関連する裁判例等を知らないとは相当難しいと思われる。在学中受験により準備期間が短縮され、講義内容も従来より簡略にせざるをえない部分があることを考慮すると、やや難度が高すぎる(受験生に求められる知識の量が多すぎる)ように思われる。
- 第1問についてやや事例が抽象的な感はあるが、出題テーマ自体は適切である。
- 傷病休職については現在紛争事例が多いところであり、受験生の理解を問うに適した問題である。第2問小問1は、鋭い学説の対立がある分野であり、その対立に踏み入るなら受験生レベルでは難しい論点ともいえるが、重要論点である。小問2は、近年に最高裁判決が出た問題点であり、受験生も抑えておくべきポイントであろう。
- 第2問については、基本的な論点に関する重要判例を理解していれば、論述の骨子が組み立てられる良問であると考えられる。第1問については、実務的にもしばしば問題となる論点であるが、重要判例のみならず、傷病休職の法的性格というやや細かな論点が正確に理解できているか否かで、答案の出来不出来が左右されるであろう。
- 第1問、第2問とも、現在生じている問題を素材にし、労働法の基本的知識や重要な最高裁判決を確実に理解していることを概ね前提とする問題であり(ただし、後記のとおり、部分的には難しすぎる点がある。)、内容はどちらかといえば適切である。問題文の長さ、論点の数は適切である。

第1問の設問1の事実経過は、「Y社はXに対し『原職である本社システム開発課の課長補佐としての復職は難しい』と伝え、Xが『原職での復職を強く希望し、それ以外の形での復職を拒否』したため、Y社はXを自然退職とした」というものであるが、Y社が軽易な職務を検討してXに提案した事実があるかが問題文からは不明である。この点は、結論に影響するように思うので、(結論をどうするのかは得点に関係しないとしても)、受験生は戸惑ったのではないか。また、第1問の設問2のうち、賃金支払請求の可否は、最高裁判決がなく、学説上の議論があるところであり、また、休職中は傷病手当の支給があり、このことが就業規則の「休職中は賃金不支給」の解釈に影響すると考えられるが、ここまで深い学習を求めるのは困難であり、受験生には難しいのではないか。第2問の設問1は、近時問題になっている重要な論点であり、出題の意図も理解できるけれども、「業務請負における使用者」に関する判例が派遣労働にもそのまま適用されるのか、派遣労働に関する中労委決定の評価等、学説では意見が対立している。派遣労働そのものに関して

は最高裁判決がなく、答案に中労委決定や学説上の議論まで求めるとすると、難しすぎるのではないか。

- ・両者とも労働法の理論的・実務的な重要論点であり、練られた問題である。
- ・第1問について、自然退職の効力について問うことは妥当と思料する。もっとも、設問の2で、NHK名古屋放送局事件高裁判決の判断などを踏まえて賃金請求の可否を問うことの意義はあるといえるものの、自然退職の効力について2でも問う必要があったかはやや疑問に思えた。事案の相違を踏まえての自然退職の可否に関する法的判断のバリエーションを問うことには意義はあるとはいえるものの、結局は1と似たような論述を受験者に求めることになったのではないかと思われ、そのために、第2問の解答と合わせた全体の解答の分量が受験者にはやや過大となった感がある。そうすると、設問の2は賃金請求の可否を問うことで足りたのではないか。

第2問について、設問1は労働法上の重要論点である労組法7条の「使用者」性を問う問題であり、代表的な判例（朝日放送事件）を踏まえての労働者派遣での具体的事案（阪急交通社事件）での判断を問うもので、適切な良問と思料する。設問2は、平尾事件を基にした問題と考えられ、労働協約による規範的効力の及ぶ限界を問う問題として、これも重要論点であり、出題の意義があると思われるが、第1問で求められる記述と合わせると、受験者にとってはやや求められる記述が過大であったようにも思われる。第2問の設問はいずれも良問といえるが、試験問題全体でみると、問う法的知識の総量の面で、やや重すぎる感があるところが気になった。

- ・第1問の論点がやや多い。
- ・第1問については、実務上も顧問会社で同様な問題が発生しますし、よい問題とと思いました。ただ、リハビリ勤務については応用的な問題と感じました。第2問については、実務上も相談を受けたことがない内容ではあったのですが、基本的な論点について具体的な事実から検討をさせる内容で、よく練られたよい問題とと思いました。
- ・近年問題となっている、比較的オーソドックスな論点である。

c. どちらともいえない

- ・第1問は企業実務で頻繁に問題になる事例ではあるものの、裁判例の積み重ねは乏しく、労働法の教科書においても詳細に解説されることのない問題を含むものである。より基本的な問題を問うべきと考える。
- ・全体としてはは良問であると感じました。ただ、第1問の設問2については、労基法19条や労働者性などについても論点になりうると考えられるので、受験生に混乱が生じさせる問題ではないかと思いました。

d. どちらかといえば適切でない

- ・面白い事例だと思いますが、受験生には難易度が高すぎると思います
- ・出題趣旨についてのコメントを参照

e. 適切でない

(9) 環境法

a. 適切である

- ・第1問は、道路の自動車騒音と空港の自衛隊機騒音を素材に、最高裁判例を参照させつつ、解答を求めるものであり、設問としてオーソドックスで基本的な法的理解を問うものであって、司法試験の設問として適切であると思われた。また、第2問は、容器包装リサイクル法の費用負担に関する考え方を問うものであり、法科大学院の環境法の授業をきちんと理解していたら、解ける問題であると考えられることから、こちらも概ね適切であると思われる。ただし、第2問の設問2は教科書の範囲を超える知識と理解が求められているように感じられる。環境法の選択者は全体的に少数であることを考慮すると、難しい問題への解答に失敗して、得点が低くなってしまうと、選択者の多い科目で失敗して得点できなかったとき以上のダメージを被る（ひどい低得点になる）のではないかと危惧される。このような危惧が杞憂であることを祈るのみである。
- ・第1問は騒音公害に関する最高裁判決とその理解を問うものであり、第2問は容器包装リサイクル法の費用負担を問うものだが、いずれも、環境法の学習を普通にしておれば、対応可能な両問である。また、第2問で、現行法の解釈適用だけではなく政策的なことを考えさせているが、これは、環境法に特徴的な出題傾向であり、法の特質から見ても適切である。ただし、道路公害と空港公害での違法性判断の相違といった点までは、すべての法科大学院で踏み込んだ教育が出来ているかどうかわからないので、解答に戸惑った受験生もいたかもしれない。
- ・第1問については、基本科目である行政法についての的確な知見を踏まえることが要求されている。第2問については、資料を読み解くことで国際的な視点や法政策的観点の重要性への気づきと学習にインセンティブを与えている。
- ・環境法の基本に係る問として適切

- ・騒音等の差止を求める訴訟の重要論点、リサイクル法の理解、制度設計上の基本的論点を問うもので、適切であったと思われます。

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的な事項を中心として環境法の理解を問う良問である。
- ・全体的な難易度は適切。ただし第1問設問1(1)で大阪空港の却下判決を引き合いに出して道路騒音との区別を論じさせる出題は、理論的にも実務的にも、それを問う意義が明確でない。

c. どちらともいえない

- ・出題分野（行政と民事の差止訴訟、循環法）と狙い（違法性の比較、循環基本法と容り法の構造と課題、重要な条文の確認）、形式（小問に分け、誘導をする方法）は適切であった。ただし、差止訴訟については航空行政権を含めた公的施設の施設管理権と行政権の問題については、理論的に高度な内容を含み、容り法については実務的な知識がないとわからない問題（再商品化の負担費用の計算根拠、市町村に対する金銭の支払の終了）と、資料だけではおそらく学生レベルではよくわからないフランスの制度との比較が出ており、推論力を試すとしても難易度としては全体として従前よりもやや高かったのではないかと思う。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(10) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・難問奇問がなく、国際法の広い範囲から基本的な知識を問う問題が出されているため。

- ・国際法の基本的な知識を問うものとしてはバランスのとれた出題分野・難易度となっていた
- ・第1問と第2問ともに、国際法上重要かつ基本的な論点を組み合わせた事例問題であり、設問に関しても、関連条約の規定内容及び学説・国際判例の動向を適切に理解していれば、十分に解答可能な内容及びレベルになっている。

b. どちらかといえば適切である

- ・これまでに出题のない内容（海域の境界画定など）があつて、受験者にとって過年度より難易度が若干上がった印象がある。
- ・基本的な知識の確認とその応用力を問う、という趣旨に沿った問題である一方、国際組合法を含む多岐にわたる分野について多くの判例を援用しつつ論じるには事例がやや複雑である感もあり、受験者が時間配分等に苦労したことが予想されるため。
- ・個々の事項の暗記ではなく、国際法全体を有機的に理解しているかを問う良問である。ただ論点がやや多いようにも思う。
- ・国際司法裁判所の判決を参考にした上での出題であり、海洋法、条約法、国家責任法等の解釈・適用についての知見を問う工夫がなされている。他方、第1問、第2問とも隣接国との水域をめぐる紛争である点は問題なしとせず、異なる状況の問題を出題する工夫が求められる。以上より、aではなくbとした。
- ・基本的な問題が出されていたと思うため
- ・幅広い分野にわたって、基本事項・判例の理解を問う良問である。ただ、大陸棚の境界画定に関するルールなどは技術的性格が強く、法科大学院で初めて国際法を履修する学生にとっては、やや難易度が高いと感じられたかもしれない。
- ・国際法に関する基本的な知識を備えていれば、或る程度解答可能であると思われるため。

c. どちらともいえない

- ・他の試験科目と国際関係法（公法系）との本質的な違いにもかかわらず、形の上では他の試験科目と同じような事例問題としている（おそらく、せざるを得ない）ことの構造的な無理が、本年度の試験にも表れているように思います。第1問については、Y島とB国の基線との位置関係が問題文からは必ずしも読み取ることができないように思われ、問題作成者が想定している地図とは異なる地図をイメージした受験生にとっては、法科大学院における学修の度合いとは無関係に混乱し、出題趣旨から外れた解答になった可能性もあるように思います。第2問については、条約の無効（条約法条約第46条第1項）に

関連して、出題趣旨において、『違反が明白でありかつ基本的な重要性を有する国内法の規則に係るものである場合』は例外となるので、γ川流域を自然保護区とするC国国内法がこれに当たるかどうかを論ずることが求められる」とされていますが、条約法条約第46条第1項で問題となるのは「条約を締結する権能に関する国内法」のはずであり（そのように法科大学院では教えています）、出題趣旨にあるような論じ方をする受験生は、むしろ条約法条約の規定を適切に理解していないことになるように思われます。また、司法試験用法文に搭載されている条約法条約の「第27条を端的に適用すればよい」だけの出題がある一方で、司法試験用法文に搭載されていない（そもそも条約ですらない）国家責任条文の緊急避難関連の規定の内容を記憶していることを期待するような出題をされると、結局のところ（日本の）法科大学院において何をどのように教えることが国際関係法（公法系）の教員に期待されているのか分からなくなってしまうという問題を抱えているように思います。

- ・国際法の基本的な知識と理解を問うという趣旨で出題に工夫がなされているが、最新のものを含めてかなり詳しい判例の理解を求めている。講義のなかであまり判例の解説に時間を割くことができない現状のなかで、受験生がこのレベルでの判例の理解に達するのはかなり難しいと感じる。また、海洋境界画定、条約の発展的解釈、直線基線、国際組織の賠償請求権の設問に関しては、判例の知識のあてはめが難しいのではないかと考える。
- ・設問1は国際司法裁判所が指示する仮保全措置の要件を問う問題であるが、過去にも何度か登場してきた問題であり、「またか」という印象を拭えない。司法試験審査委員は、もう少し過去問をしっかりと研究してもらいたい。仮保全措置が国際法全般の中で、それほど重要性を持つ課題とは思えない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問の1と2は（海洋法の論点について）国際司法裁判所や国際判例を問うものであるが、実際に国際判例を英語で読む学習を司法試験の準備で課すのは酷である一方で、判例のまとめを日本語で読んでいるに過ぎない学習方法でも解答できるなら、それはそれで問題だと思われる。

e. 適切でない

(11) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

- ・全体としてよく考えられた適切な問題である。第1問設問1小問1は概説書には触れられておらず、やや難しいようにも思われたが、判例百選には解説されているので適切と言えよう。第2問設問1小問2は特に思考力を試すのに適した良問であると思われた。
- ・実際に生じ得る事例が設例として採り上げられており、また、設問も、抵触法上の基本的知識を確認する問題に加え、やや難易度が高く問題の所在を考えさせる問題が含まれていて、抵触法の習得度が点差に反映され易いようになっていると考えるため。
- ・国際私法について条文だけの表面的な理解ではなく、応用問題を解くことにより深いところでの理解度が試されると考えられるからである。
- ・財産法、家族法ともに基本的な理解を求める問題であり、国際民事訴訟法についての設問も出されておりバランスのよい設問である。

b. どちらかといえば適切である

- ・学生向けの教科書にも記載されているような典型論点、条文の適用・あてはめがきちんとできれば回答できる問題と、学生向けの教科書には記載されていない多くの学生にとって未知の論点が含まれている問題がバランスよく出題されているように思われる。他方で、点差をつけるためにはやむを得ないのかもしれないが、やや応用的な論点の数が多く、学生が時間内にどこまでかかったようにも思われる。
- ・第2問は、受験者に自ら考えさせる出題であり、多様な論点を網羅していて適切であると思われるが、第1問は、相殺及び債権譲渡・債権譲渡担保権というやや特殊な論点に絞った出題であり、もう少し幅広く契約準拠法の決定なども含めて出題してもよかったように思われる。
- ・第1問設問2及び第2問設問1は、国際私法の基本的な理解と応用力を確認できる適切な問題であった。第1問設問1及び第2問設問2については、出題の趣旨及び問題のレベルに疑問が残った。
- ・相殺の抗弁と合意管轄の出題は、受験生にはやや難度が高かったのではないのでしょうか。
- ・国際裁判管轄権および準拠法に関する基本的知識及び考え方を問おうとする意図がうかがわれ、その点では適切な出題であったが、受験生には題意が少々分かりづらい箇所もあったように思われる。また、国際取引法の観点からは、例年に比べ、分野も事例も出題を尽くし、ニッチなところに入った印象があり、もう少し実務に即した事案を取り上げて欲しい。

- ・小問の数が多すぎるように思われる。
- ・第2問は家族法領域の問題ですが、オーソドックスな内容が問われていたのではないかと考えます。他方で、第1問は財産法領域の問題ですが、相殺を題目とする問題により受験生の標準的な理解度を判定することに繋がるか疑問があります。特に自働債権に外国に専属管轄を認める合意が存在する場合にその相殺抗弁について日本の国際裁判管轄を認めるべきか否かが問われましたが、これは実務上重要なテーマであることは確かです。また百選 100 事件でもこの論点に言及した解説が掲載されていることは当方も承知しています。しかしながら、この論点は時間が限られる法科大学院の授業では言及されないことの方が多いのではないかと推察いたします。司法試験のあり方や位置付けをどう考えるかによって本問題に対する評価は変わり得ますが、私自身は、司法試験ではもう少し典型的な論点を中心に出题がなされ、それに応じて受験生の理解到達度の評価が行われるという図式があるべき姿ではないかと考えております。ご賢察のうえご一考を賜ることが出来れば幸いです。
- ・解答時間を要すると思われる、難易度の高い問題も散見されたため
- ・理由は、次欄の記述を参照して下さい。
- ・思考力を問う点で優れているが、質量ともに少し難しすぎたのではないかとと思われる。

c. どちらともいえない

- ・もう少し基本的な事項を問うほうがよいと思いました。
- ・第1問は、設問1小問1と設問2小問2が応用的な問題になっているが、基礎力があれば対応が可能と思われ、全体としてはバランスのとれた良い出題であったと評価しうる。他方、第2問の設問1小問2は難問である。出訴期間の徒過は血縁関係の有無にかかわらず認められるのであるから、証明があった場合、なかった場合の「それぞれについて」請求の可否を問うのではなく、二つの問いに分けて段階的に問うた方が、出題者の意図が伝わりやすかったように思われる。
- ・〔第2問〕の〔設問1〕の〔小問2〕の問題と出題趣旨に疑問がある。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・上述の指摘とも関わるが、本年度の出題が、出題趣旨の1の1段落目に示されているような、設問1で判例とそれに批判的な学説に触れた上で、設問2でそれを乗り越える論証を説得的に展開すべきことを求めるものなのだとすれば、過剰な要求ではないか。出題趣旨全体を読んでも設問2でどのような解答が求められているかといった点は読み取れない。最低ライン点の設定については詳細なデータが公表されていないため論評できない。もっとも、公法系の1位と2位との間で20点以上の差があるのは近年目にしたことがなく、出題・採点基準ともに検証が必要ではないか。
- ・出題趣旨には、主要な論点が的確に提示されており、参考とされるべき判例も明示されており、総じて申し分ないと見受けております。
- ・本年度試験の出題趣旨はかなり具体的な説明がされており、大変参考になりました。最低ライン点の設定については特に意見はありません。
- ・出題趣旨にそった配点分布表が、事前に設定されている必要はないか。
- ・憲法上の論点を検討する際のポイントを詳細かつ的確に説明している。
- ・出題趣旨が例年、特に昨年より丁寧でよかった。
- ・出題趣旨は例年と大きく異なるようには見えなかったが、問題自体が基本的なので、分かりやすいと思う。最低ライン点の設定の意味がよく分からない。
- ・出題趣旨において求められていた内容は、いずれも法科大学院の授業内で扱う水準のものであり、適切な内容といえるものであった。
- ・出題趣旨からは採点における評価ポイントを十分にうかがい知ることができ、要を得た説明であったと思われる。
- ・実務と学説の協働した出題として好意的にとらえることができ、判例だけでなく学説にも十分理解が及ばない限り、解答にたどり着けないので面白いと思う。
- ・年金制度が憲法25条2項を具体化するものとして制定されているにもかかわらず出題趣旨が「健康で文化的な最低限度の生活」に関わるものである遺族年金」という表現を用いるのはおかしいと思う。憲法14条1項について、判例は後段列举事項であれば厳格に審査するとの立場をとっていないにもかかわらず、それを前提に解答すべきように誘導するのも適切ではない。さらに「厳格な合理性」という多義的な用語を「出題趣旨」において説明なしに使用するのも好ましくないと思う。

(1) 行政法

- ・取消訴訟の訴訟要件と本案について、基本的な理解を問う良問であった。最低ライン点未満者の数は昨年よりも減っており、適切な設定であったと考えている。
- ・行政法の出題趣旨については、他の科目の出題趣旨と比べてみると、やや簡潔にすぎるのではないかと思います。受験生や受験予定者が出題趣旨を読んだときに、解答作成の指針となるような一定の分量があってもよいのではないかと考えます。
- ・小問ごとに分けて出題趣旨を掴みやすい問題であり、今後も同様の出題形式をお願いしたい。
- ・設問1(2)は、最判平成18年および最判平成25年を前提に、「行訴法第9条第2項による検討を経ることなく」、9条1項の「法律上の利益」の存否を検討させるものであるが、そのような判断枠組みないし論点設定は、一部有力化しているものの、一般に受け入れられているとまでは言えないと思われる。当該一部の有力説を支持する教員の著作を読んだり指導を受けたりした学生が優遇されるような事態を招いていないか、疑念がある。
- ・出題の趣旨も明快で、受験生にも分かりやすいと思われる。
- ・出題趣旨については必要十分な指摘がなされていると思われます
- ・執行停止については、講義で条文の内容を一通り説明しているが、判例を踏まえた深みのある解説にはなっていない。実践的に見れば執行停止の仕組みが重要であることは言うまでもないので、出題の意図に対応できるよう工夫したい。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・おおむね丁寧で妥当な解説だと思うが、設問1については、遺産分割が未了であることから、清算を遺産分割において一括して行う方が合理的であろうし、その旨を説く学説も有力なので、遺産分割との関係についても触れてほしかった。
- ・出題趣旨において「…を指摘する必要がある」「…の指摘が求められる」等の表現以外に、「…を確認する必要がある」という表現がとられている箇所がある。両者を異なる意味で用いているのであれば、受験生がその違いを理解できるような説明があると望ましいと考える。特段の意味の違いがないのであれば、同じ表現を用いた方が望ましいと考える。
- ・思考の手順とその内容が丁寧に書かれているとともに、何が求められているか(例えばいくつかの解釈を行った際にその理由の一貫性に配慮することなど)も明示されており、司法試験を受けようとするものに対する良いメッセージになっていると思います。なお〔設

問2) 受領義務に関しては、本問においても肯定する立場を標準としつつ、否定説も不利に扱わないという説明でしたが、リーディングケースとされる最判昭和46年12月16日民集25巻9号1472頁は継続的取引で投下費用の回収が問題となるものであり本問と異なること、本問は供託（競売代金の供託）で解決できそうであることなど、否定説の立場に言及があっても良いと感じました。また〔設問3〕で、賃料への物上代位の根拠を372条の準用する304条1項本文としたときに、その範囲（賃料発生時期）に371条を援用するのは論理が一貫しないと評価したとのことですが、法体系全体を整合的に理解することに問題はないはずで「304条1項説」と「371条説」を殊更に対立させる説明にはもう少し説明が必要であるように感じました。

- ・ 出題趣旨が丁寧で、受験生の学修指針になる。
- ・ 今年度も、出題趣旨が大変丁寧に説明されており、そのことは受験生にとって大変有益であると考えます。反面として、（実際には、たとえ上位合格を狙うにせよ、全て書き込むことまでは要求されていないものと予想するが）、本番で、時間内に、これだけのことを答案に書き込まないといけないというメッセージとして伝わってしまうリスクもあるように思う。ここまで丁寧に説明なさるのであれば、最低限これだけのことは書いて欲しいという目安を併記することも（過保護なようにも思うが、出題趣旨を丁寧に説明するのであれば）必要かもしれない。
- ・ 出題趣旨はいずれもわかりやすく書いてあり、良好である。ただ、設問3に関しては、受験生のレベルから考えて、少し細部にわたりすぎると思う。民事執行法の規定をも踏まえて、この線を書きなさいといわれたら、ほとんどの受験生は書けないと思われる。最低ラインの設定には問題はないと思われる。
- ・ 出題趣旨については無難な解説ではないかと思われる。最低ライン点の設定については60～70パーセントが書ければよいのではないかと思われる。
- ・ 出題趣旨のうち設問3(1)は受験者には難解なのではないか。この部分が後の記述にも影響するため、設問3の出題趣旨は受験者の間では活用されない可能性が高い。
- ・ 出題趣旨の記載内容自体は概ね適切であるうえ、出題者の求める事実の指摘や分析、あるいは導かれるべき結論等が明確に示されており、例年より出題趣旨が明確に伝わるようになった印象である。もっとも、問われている問題点がまだまだ多いため、この内容を2時間8頁以内で書くこと難しいと思われる。受験生から、出題趣旨に記載されている多くのことを簡潔に満遍なく触れる事務処理能力が求められているという誤ったメッセージとして受け取られるリスクがまだあるように思われる。
- ・ 受験者の基礎的な理解の有無と具体的事案での適用の可否、および発展的な問題への対応力の有無を図ることのできる問題といえる
- ・ 民法の解答にあたって、民事執行法の細かい条文解釈の知識・理解が（もちろん、あるに越したことはないが）必須・不可欠であるかのような受け止め方をされないように、出題趣旨の書きぶりにはご留意をお願いしたい。

- ・総じて標準的な問題であり、難易度も学生の理解を問う上で適切なレベルである。もっとも、設問3は、判例を知っているかどうかで大きく評価が分かれる出題であり、受験生の現場思考を問う問題としてはやや難度が高いように思われる。

- ・(1) 出題趣旨について

本年の出題趣旨については、ある意味で、受験生も既にわかっていると思われる内容についての記述に終始していたように思う。

しかし、本年の問題は、特に設問3でどのような構成を採用するかで大いに頭を悩ませてほしい問題であったに違いない。試験場では手早く書き上げた受験生も、後になって「これはどうすべきだったのだろうか？」と考えていたであろう。そういった者の要望に十分に応えるものであったとは言えないのではないだろうか。過年度とは作成した者が異なるように見受けられたが、もう少し踏み込んだ説明がされるべきだったと思う。

- ・(2) 最低ライン点の設定について

本年は合格者が増加したこともあるが、皆がそれに見合った水準に到達しているのだろうか。

周囲を見る限り、個々の分野である程度のミスをして問題ないと考えているものが多い。受験生としては「ある程度のミス」でも、専門家の目には「致命的なミス」のように見えるものでも、最低ライン点を下回ることはないように思われる。医師国家試験のように、一発アウトとする関門（論文試験でそういうポイントを設定できるかはわからないが）を設定しても良いのではないだろうか。

- ・出題趣旨第1問(1)ウ「なお、…高く評価される」とあるが、高く評価される内容であれば、どのような方針で論ずることが考えられるかを少し示してもよいのではないかと感じる。
- ・出題趣旨を拝見して、検討が行き届いていることが受験生にも伝わるかと思います。最低ラインについては、特に意見はございません。
- ・出題趣旨の設問2で、損益相殺の処理をしているが、売主Eは、本件コイの代金相当額100万円を得られなかった一方で、70万円相当の価値のある目的物を保有しているので、差額説で考えて、これにより30万円の通常損害を被っている（さらに、特別事情損害10万円を加算する）と論じることが可能ではないか。

(イ) 商法

- ・出題趣旨については、問題検討の際のポイントが分かりやすく記述されており、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすものとなっているため、妥当である。

- ・上述したように、基本的かつ重要論点からの出題であり、かつ、すべての設問について著名判例の理解が問われるため、一定のレベルの答案を作成できる受験生の割合は多かったのではと思われる。今回のように、論点そのものを外す受験生が少ない場合、採点は実質的に減点方式となることが想定されるため、率直に言って、採点者間の採点基準の運用の差が、採点のブレにつながるのではないかという懸念が存する。どのような点が採点時に重視されたのか、ここを書いていた受験生は点数が伸び、書いていない受験生は伸びなかった、というような具体的なポイントを、出題趣旨・採点実感で示していただければ幸いである。
- ・民事訴訟法の観点からも検討の余地がありそうな出題がされていたため、受験生の中には戸惑う者もいたのではないかと推測する。
- ・本年度試験の解答としては、出題趣旨が示した趣旨以外にも、いくつかの可能性があり得ると考えられるので、より詳細な説明をして頂きたかった。たとえば、出題趣旨の[設問1]の[小問1]において、Aが唯一の株主であったことや免除があったことを理由に、任務懈怠がなかったと主張することが記載されているが、これらの点を理由に、会社に損害が生じていない旨を主張することもあり得ると考える。
- ・設問1については、小問1で対会社責任を小問2で対第三者責任を中心に検討させる問題でしたが、前者については、利益相反取引との関係で、会社に対する任務懈怠責任を論じる問題で、唯一株主兼代表取締役の行為に対する評価をどうするのかを中心に検討させるとの趣旨は妥当であると考えます。出題趣旨では、その方向性として、①株主利益最大化という観点から任務懈怠の有無を判断することと、②会社法424条に基づく免除の可否についてが挙げられています。②については、おそらく東京地判平成20年7月18日判タ1290号200頁の考え方を踏まえたものかと思いますが、会社法学修においてやや細かい内容であるように思いました。出題趣旨としては特段問題ないと思いますが、採点時には加点要素にはなるかと思いますが、これを中心的な採点内容とすることにはやや細かすぎる点であったように考えます。なお、出題趣旨には取り上げられていませんが、いわゆる経営判断原則の適用の如何も一応問題になるようには思いました。一般的に、利益相反取引に該当する場合には、経営判断原則は適用されないと考えられていますが、近時、下級審裁判例や学説等においては肯定的な立場も示されており、A側の主張して考えられ得るものであったかもしれません。

設問2は、前述したように、準共有株式に関する最高裁判例や株主総会決議取消訴訟における訴えの利益と瑕疵連鎖の問題をベースに、近時、学説上、盛んに議論されている内容を取り上げているものと考えられます。そして、出題趣旨においても、そのことを踏まえて解答することが求められている旨が指摘されており、妥当なものと考えます。もっとも、瑕疵連鎖との関係では、最判昭和45年4月2日民集24巻4号223頁と最判令和2年9月3日民集74巻6号1557頁の関係が従来より議論され、収束が見られない中で（学説上、既に昭和45年最判は実質的に変更された旨指摘するものもある（例：伊藤靖史『ケ

ースで探索会社法』(有斐閣) 88 頁)、やや高度な問題解決能力を問うものであることに鑑みれば、出題趣旨は妥当であっても、採点で調整する必要があったようにも考えます。

- ・本年度試験の出題趣旨は例年より詳しく書かれており、非常によかったと思われる。わかりやすく、丁寧かつ参考になる内容であって、適切であると考えられる。

(ウ) 民事訴訟法

- ・ 出題趣旨は、例年通り明確と思う。
- ・ 公表された説明で、出題の趣旨は十分伝わるものと思う。民事系の合格最低ライン点 (75 or 76/300 以上) は妥当なものとする。
- ・ 出題趣旨は、試験終了後、可能な限り速やかに公表すべきである。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・ 出題趣旨は、本年度の問題における要求水準を詳細かつ具体的に示すことで、説明責任を果たすとともに、将来の受験生に学習上の指針を与えるものともなっており、適切と考える。最低ライン点の設定についても、刑事系科目について知識・理解が著しく不足する者を合格させない機能を果たしているものとする。
- ・ [設問 3] では、山口厚氏に代表される「権力的公務は、威力は排除できるが、偽計には無力である」という見解の知識を尋ねている。したがって、この見解を知っていれば、「強制力は偽計に対しては無力だと解されるから、偽計業務妨害罪については、積極説を採用することが本来的には適当だと解される (修正積極説)」(山口厚『刑法各論 [第 2 版]』[有斐閣、2010 年] 161 頁) と書けばよいことになる。しかし、特定の学説の知識を尋ねるのは、司法試験としては適切とは思われない。これが、「どちらともいえない」を選択した理由である。もちろん、この見解を知らなくても、「偽計に対しては強制力では意味がない」と現場思考することはできると思われるが。
- ・ 出題趣旨中に、設問 2 の B に対する強盗致傷罪の成否に関する記述中に、因果関係を否定した場合に機会性が問題になること、最初から機会性のアプローチした場合の評価について記載があると良かった。また、同じく設問 2 において、詐欺に関する共謀の射程が強盗に及ぶかについて議論の余地のあるところであると思われるので、出題趣旨の中にお

いて、詐欺の共謀の射程が強盗致傷罪に及ばなかった場合に、甲において100万円の現金を譲り受けたことにつき、盗品等関与罪の成否が問題となる点についても説明する必要があると感じられた。

- ・設問ごとに付された条件に即して検討すべき点が丁寧に示されている。最低ライン点の設定とあいまって、受験生の指針となる。
- ・解説が丁寧にわかりやすく、今後の受験生の学修にも役立つと感じました。
- ・出題趣旨の内容自体は適切であるが、特に設問1につき、上記のように論点が高度に理論的すぎたため、このような丁寧な説明をもってしても、受験者には出題者の意図が伝わらないのではないかと思われる。
- ・設問1で問われている実行の着手については、現在、学説においていわゆる「犯罪の進捗度説」が有力に主張されており、調査官解説を含めて、同説に好意的な実務家の見解も少なくない。もっとも、今回の出題趣旨を読む限りでは、同説にまで言及することは求められていないように思われる。他方、法科大学院の授業では同説について触れるべきか、触れるとしてどこまで詳論すべきかについては悩ましい面もある。このように、まさに「議論の渦中」にある争点について、司法試験の受験に際してどこまで学修者に対して伝え、理解を求めておくべきかについては、出題趣旨、あるいは採点実感において明示していただくなどの配慮をお願いしたい。
- ・出題趣旨はわかりやすい。
- ・本年度の出題趣旨は、犯罪の構造に伴う着手時期の規範的判断、それに基づく事実へのあてはめ、事例の分析および矛盾する判断の合理的説明など、基本的な資質に関わる能力を試すそれぞれの場面において、いくつかの結論の可能性のあることを比較的簡明にして提示されており、ここからどう考えるかという、わかりやすい学習上の問題提起になっている点が評価できる。
- ・いずれについても特に意見はありません。「出題趣旨」については、周到的な内容であり、受験生の学修に向けて指針を与えるものとしてきわめて適切なものと考えております。
- ・出題趣旨については、非常に詳細かつ丁寧に記載されており、受験生にとっては非常に有益な資料であると考えます。
- ・出題趣旨の内容に特に異論ない。説明の内容も詳細であり、解答までの筋道がよく分かるものとなっている。
- ・設問1の出題につき、司法試験受験生に求める作業としてはやや高度過ぎるのではないかという意見、設問2の出題の趣旨につき、強盗が共謀の射程に含まれるとする想定であれば違和感があるとの意見があった。
- ・法曹として欲しい人材を選抜できるよう、良く練られている問題とと思いました。委員の先生方のご苦勞がうかがえます。他方で、本学の学生にとってはレベルの高い出題だと思いますので、判例の読み方など、細かく指導していくことがより一層要請されているなど感じました。

- ・出題の趣旨は詳細であり、今後の学習に生かすことができる点で、適切と思われる。
採点ラインの設定については、最低ライン点未満者の人数が他の科目に比較して少ない点からみると、やや低すぎるようにも思われる。

(イ) 刑事訴訟法

- ・何を論じればよいか分かりやすく示されており、学習の指針として有益である。例えば、「捜査の必要性」に関し、求められているのは、重大事犯であるから領置の必要が高いといった平板で粗い論述ではなく、捜査の段階や証拠の集積状況に即して、各処分を持つ意味やそれが必要とされる程度が異なることを踏まえた評価であることが明言されているのは、授業だけでは学生に伝わりづらいところでもあるので、とても有意義に感じた。
- ・設問1について、出題趣旨では、必要性和相当性の検討が求められるとして、あたかも重大法益侵害に至っていないことが前提のような書き方がされているが、捜索・差押えに該当する可能性（東京高判令和3年3月23日判タ1499号103頁）や、DNAの付着したコップの詐取事例に匹敵する可能性（東京高判平成28年8月23日高刑集69巻1号16頁）を完全に排除しているとしたら、適切とはいえない。
- ・設問1（領置としての適法性）につき、検討の前提として、強制処分該当性について検討を要するか否かを、出題趣旨において明らかにしたほうがよいのではないか。
- ・過去5年の出題趣旨に比して、極端に内容が少なく形式的になっているように思われる。とりわけ、設問2の伝聞証拠については、詳細なあるいは実質的な出題趣旨がほとんどわからないが、前記のように出題趣旨を十分に理解できなかった答案が多数だったのではないかと危惧する。
- ・一時期と異なり、些末な点まで論じることを求めている点は良い。内容もまさにそのとおりというものである。
- ・特になし【基本的に適切であると考える】
- ・出題趣旨では、各設問で論じるべき内容が分かりやすく示されており、受験生の今後の学習において有益な指針になると思われる。最低ライン点の設定について、特に意見はない。
- ・本年度の出題趣旨の分量が過去数年と比べて減少しているが、これはなぜなのだろうかと思った。出題趣旨は、法科大学院教員及び受験生にとって「司法試験で要求されるレベルを把握する際の目安」であると共に「学習方針を立てる際のメッセージ」でもある。特に、設問2については、刑訴法321条3項を実況見分調書に適用できるか否かに関する記述はほとんどの受験生が理解できているはずであり、我々が知りたいのはその先の思考過程である。例えば、要証事実の設定の仕方については、初歩から体系的に解説されている論文、書籍がほとんど存在せず、出題者側がどのような思考過程で設定してゆくのかを

是非とも知りたい所である。このような所について、来年度以降は明確にさせていただきたい。

- ・ 本年の出題趣旨は、昨年までの数年間のものに比べてコンパクトだったように思う。特定の立場に誘導するかのような記載がないことについては好意的に捉えている。
- ・ 上記のとおり。学生にとっては、準備不足の論点が問われ時間が足りなかった面があると思われ、最低ラインの設定は緩やかにした方がよいと思われる。
- ・ 出題趣旨を明快に読み取ることができる。
- ・ 出題趣旨は例年よりコンパクトで分かりやすい。ただし、解答の方向性をもう少し明示していただけるとより親切だと思う。

(4) 倒産法

- ・ 適切である。
- ・ 出題趣旨については、分かりやすい書きぶりと感じました。最低ライン点の設定については特段の意見はありません。
- ・ 本年度から在学中受験が始まったが、在学中受験者でも十分に対応できる難易度であった。
- ・ 今回の出題趣旨は、次年度以降の受験生に対して、どのような勉強をすべきかを示すよいガイドラインになっている。
- ・ 内容は適切であるが、処理する事項が多く、現場思考よりも事前知識等をその場で効率的に吐き出す要素が強いと思われる（試験であるので受験者の実力を適切に評価するという面では望ましいものであるが）。また本年は自由財産拡張に関する議論のほか、解約返戻金相当額を破産財団に組み入れて対象保険契約を破産財団から放棄する（あるいは自由財産拡張対象とする）という実務の運用を紹介することも求められたものと理解しており、実務家教員にとっては授業でも取り上げる内容ではあるものの、研究者教員にとっては授業で取り上げることはすくないのではないかと感じた（私は実務家であるので違和感はないが）。
- ・ 出題趣旨については、分かりやすくまとめられていると感じました
- ・ 出題趣旨は過不足なく書かれている。
- ・ 民事再生法 50 条 2 項括弧書、破産財団放棄に伴う実務対応など、法科大学院で扱うには細かすぎる知識が要求されていたものと感じられる。また、第 2 問設問 2 では、結論に影響がない事由（相殺）が記載されていたが、受験生にとって無用の混乱を招くのではないかとと思われる。
- ・ 出題の趣旨については、適確に説明がなされているものとする。

- ・例年通りでいいのではないのでしょうか。

(5) 租税法

- ・上記のとおり。
- ・適切である。
- ・第1問の「総所得金額について・・・説明しなさい」は、第2問の「取得価額は幾らとなるか」という明確な問いかけと同様、総所得金額の具体的な数値まで導く必要があると理解したが、それでよいか。出題趣旨は給与所得控除まで言及しているのだから、その具体的な適用（計算）も要求しているように見えるが、どこまで解答の必要があるのか、できれば出題趣旨にて言及いただきたい（あるいは取得価額の問いかけのように、出題時に明確にしてくださいという対応もある）。
- ・第1問の立退料の問題は、事実関係から少し認定が困難であり、出題趣旨にもう少し説明して欲しかった。
- ・出題趣旨が明確に述べられている。

(6) 経済法

- ・出題趣旨それ自体は明確であると思われる。設問1と設問2とで難易度に著しい偏りがないようにして頂きたい。
- ・〔第1問〕
本問のような業務提携や生産工程の一部門の統合が競争秩序に及ぼす影響を判断するためには、その業界における具体的な競争関係などの事実を踏まえる必要があるが、企業活動の実際に疎い受験者に当該事実に係る具体的な回答ないし記載を求めるのは難しいと考える。
この点で、例えばW社が乙機器の製造技術を有するといった前提を設けるといったことは、取引分野や競争制限に係る判断を複雑・困難なものとし（第2問との関係では、共同出資会社であるS社との交渉力が高いといった事情を踏まえる必要があることになり）、適当ではないと考える。
また、「なお、不当な取引制限として検討するに当たっては、『公共の利益に反して』要件の取扱いが問題となり得るが、競争の実質的制限要件の判断の一環として総合的に検討することで足りると考えられる。」との説明があるが、本問のような事案における公共の

利益要件の取扱いは必ずしも確定しているわけではなく、また、公共の利益要件と競争の実質的制限要件は法律上の文言としては別のものであるので、「総合的に検討する」のが適当であるとする、その具体的内容を受験者などに理解されるよう詳細に説明をするのが望ましいと考える。

なお、問題解消措置について「両社間の販売面の競争を維持するための情報遮断措置が重要な意味を持つと考えられる。」とか、「X社とY社は引き続き甲装置の製造販売をそれぞれ独立して行うことが前提であり、本計画のままではその前提が損なわれることとならないか、そのおそれがある場合にどのような措置が有効ないしは必要であるかを検討することとなる。」との説明がなされているが、問題文に「甲装置の販売や需要者向けの販売活動は、それぞれ独立して行う。」との記載がある以上、この前提が損なわれるおそれがあるとする検討や対応策を求めるのであれば、この前提が損なわれるおそれを推認できるような説明を問題文で行っておく必要があると考える。

〔第2問〕

不公正な取引方法の公正競争阻害性（公正な競争を阻害するおそれ）を判断する際に、「自由競争減殺の観点から価格維持（競争回避）又は市場閉鎖（競争者排除）による競争阻害効果が必要であることを明らかにした上で、前提となる市場の画定及び競争（市場）分析を行う必要がある。」としているが、公正競争阻害性は、公正な競争が阻害されたとの事実を認定する必要はなく、そのような事実が生ずる「おそれ」が認められれば足りると解するのが一般的な取扱いであるはずであって、（不公正な取引方法に係る事案ではカルテル事案などのような市場の画定は不要であるが）問題文のような市場における有力な事業者間で共同ボイコットが行われれば当然に公正競争阻害性が認められるので、上記のような説明や認定を求めることは不適當と考える。

(7) 知的財産法

- ・ 出題の趣旨は A4 で 2 頁強、字数は 2500 字程度ある。指摘すべき論点の骨子だけでもこれだけ必要な問題について、「具体的」に敷衍しながら、180 分以内に罫紙 8 枚にまとめることは初学者にとって至難である。知的財産法については、他科目と比べて、制度発足以来突出して難問が続いており、受験者は減少の一途である、との世評は、あながち都市伝説とはいえないであろう。
- ・ 差止請求・廃棄請求等の内容や差止の範囲などの論述を求めている点は、やや細かすぎ、記述量がいताずらに増え、より重要な論点に対する論述に時間を割くことができなくなってしまうことが懸念される。
- ・ 著作権法の設問 1 (2) は、出題趣旨からは X の主張の妥当性のみを論じればよいように

思われる。しかし、請求の妥当性について問われた場合、Zの引用の抗弁の成否なども論じるべきかについて受験者は悩むと思われる。権利制限を論じる必要がなかったのならその旨を明記して欲しい。また、その場合、設問の問いかけとしても、ZではなくXの主張の妥当性を論じなさい、あるいは、Zの主張の当否を論じる必要はない、などとすることも考えられたと思われる。

- ・前項のとおり、論点を外す受験生が少なくなると、学修した知識を網羅的にアウトプットできるかどうかにかかってくるが、大きな差が出ないのではないかと感じられた。
- ・出題趣旨に関し、「進歩性（法第29条第2項）の判断では、構成の容易想到性に加えて、予測し得ない顕著な効果が考慮されることを指摘した上で、設例の事実関係の下で、第一次取消判決の拘束力が本件発明に係る進歩性の判断全体に及ぶのか、それとも、用途（予防剤への適用）の容易想到性の判断にのみ及び、効果の顕著性の判断には及ばないと解すべきかを具体的に論述することが求められる。」としているが、本当に「具体的に論述すること」が求められているとすると、それは試験問題への解答というよりも、学術論文レベルの論述になると思われ、非現実的である。
- ・第1問/設問1/(1)は、実務につけばすぐに身につく程度の問題であり、わざわざ司法試験で問う必要があることについては疑問がある。むしろ、X社とY社間で共同開発がなされていたところ、Xが内部だけで乙作用の発現を確認したので、X単独で出願したところ、Y社がそれを冒認出願と考えて、紛糾した、というようなコンテキストの方が、司法試験にふさわしいのではないか。

第1問/設問2は、取消判決の拘束力を問うものだから、明細書記載の実験がどのようなものであったかは解答に必要な情報ではないとの考えで、その内容を示していないかと思われる。しかし、受験者の立場からすれば、どうしても、明細書記載の実験の内容が気になって、注意が削がれるのではないかと懸念する。むしろ、実験の内容を記載した方がよかったのではないか。

第2問/設問3の設定においては、実験のもようが録画されるに際して、タブレットで再生されている映像もあわせて録画されるのかどうか（ヤラセ番組でないとされるためには、録画されるはず）という情報が脱落している。つまり、映像を観るものが、飼い主らに限られるのか、カメラマンやADも含まれるのかがわからない。無理に面白そうな設例を作ろうとして、現実からの乖離を引き起こし、プラクティカルな知識を獲得済みの受験者ほど違和感を持つ設例となっているのではないかと懸念する。

(8) 労働法

- ・設問 第1問の出題趣旨で障害者雇用促進法に言及されているが、司法試験用論文掲載

法令には掲載されていないので、言及の仕方を工夫されたほうがよかったであろう。

- ・ 出題趣旨はもう少し詳細なものが欲しい
- ・ 数年前まで見られた「この（1件しかない）下級審裁判例、知ってますか？」型の事例ではなくなったところは評価に値するが、争点が応用的な論点が多く、マニアックすぎると思います
- ・ わかりやすく適切である。
- ・ 必要な論点について丁寧な説明がなされており好感が持てる。
- ・ 適切だと思います。学生にも分かりやすく簡潔に出題の意図を示せていたと思います。
- ・ 出題趣旨をみると、第1問の設問1については、従前の職務を基準とした復帰基準について、なぜそれを緩和できるのかにつき、事案が違う片山組事件・最高裁判決を援用する下級審判決に基づく答案を求めているようにも読めるが、自然退職についての法的ルールは必ずしも明確ではないので、こうした設問には疑問がある。設問2については、就業規則の休職期間中の無給規定と、本旨履行による賃金請求権の関係が曖昧である。労働契約法12条を根拠とするということであろうか。第2問は良問と考える。
- ・ 関連する裁判例なども丁寧に指摘しつつ、詳細に説明されていると思います。
- ・ 第1問の設問2につき、賃金請求権については最低賃金法との関係も記述すべきではないか。

(9) 環境法

- ・ 出題趣旨はわかるが、フランスの制度が環境負荷に応じた負担となっている点に「気づいてほしい」と言われても、フランスの制度設計に関する資料が分かりにくいように思った。確かに、日本の制度の趣旨との比較から考えればある程度の推論は出来ると思うが、資料はもっとわかりやすいもの（たとえば具体的な費用例が載っているなど）で知識が無くても制度の本質から答えられるように、よりはっきりと学生の誘導を図る必要があるのではないか。
- ・ 適切だったと思われます。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・ 最低ライン未満者が若干増えており、少しずつ難易度があがっているのではないかと思います

れるが、この程度であればラインの設定にとくに問題はないと考える。

- ・国際法は対象が広く、問題作成のご苦労は察するが、これから法曹として活躍する人が最低限知っておくべき現代国際社会における国際法の基本的なルールについて問う問題は作れないだろうか。
- ・問題としては適切である。大問の中の小問が実質的に独立した問題となっている関係から、受験生としては広く知識が問われることになり、穴の無いように勉強をする必要があることをメッセージとして発信していると思われる

(11) 国際関係法(私法系)

- ・基本的には妥当だと考えます。
- ・出題趣旨が詳細かつ明確に記載されており、適切であると思われる。
- ・出題の趣旨は、〇〇の理解（・応用力）を問うという直接的な趣旨だけでなく、なぜそれを問うのかを説明してほしい。
- ・出題趣旨は丁寧に分かり易く書かれていたと思う。最低ラインについては、該当者数から見ると限りでは、特に問題はないと考える。
- ・出題趣旨については丁寧に記載がなされており、これを読めば、多くの受験生は自らの答案の自己評価を的確に行うことが出来ると思います。今後も出題趣旨についてこうした丁寧な解説がなされることを切に願います。他方、最低ライン点について、特段の意見はありません。
- ・第1問は、教科書等でもあまり論じられていない問題であり、受験生としてはかなり戸惑ったのではないかとと思われる。第2問は、内容的にかなり難しい問題だったといえる。
- ・出題趣旨において問題をなぞる必要はなく、その問題が国際私法におけるどのような考え方（準拠法決定における明確性と最密接関係地法を適用しようとする具体的妥当性の追求とのバランス、関連する他の問題について適用される準拠法との関連性、当事者自治のあり方等）が問われているのかを明らかにすべきである。また、・・・説を並列して、その当てはめといったことを書くだけでは足りず、それぞれの説がよって立つ考え方を示したうえで、受験生がいずれの説を採用するのかを理由に基づいて記述することが大切であることを明確にしてほしい。そうでなければ、説を覚えるだけの受験勉強になってしまうと考えられるからである。出題内容はよいにもかかわらず、このような出題趣旨の説明に終わっているのは残念である。

3-2. 出題趣旨及び採点実感についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・ 毎年のことであるが、出題趣旨・採点実感ともに、受験生に何を求め、何を評価の対象としているのかが一読してわかるものであるべきである。従来の設問とやや異なる傾向にあること、上位の答案に驚くべき差があることなどに鑑みれば、本年度は例年以上に説明が尽くされることを期待する。
- ・ 採点実感等に関する意見は、もう少し早く公表されることが好ましいと思われます。
- ・ 本年度程度の具体的な説明が出題趣旨でなされると助かります。
- ・ 採点実感でどの程度の加点や減点がどういう理由で行われたか。もう少し説明されてもよいのではないかと。抽象的だと重みづけが誤解される危険がある。
- ・ 出題趣旨は今年度のように丁寧に示していただきたい。
- ・ 「出題趣旨」は、その性格上ある程度仕方がない面もあるのであろうが、「～もあり得る」といった、論述の大まかな可能性を示すにとどまる記述が多く、「具体的にどのように論じたらいいか」という受験生の視点からすると、あまり助けになっていない印象を受ける。どちらかという「採点実感等に関する意見」の方が---ややポイントをしぼりにくい面はあるものの---参考になり、日頃から法科大学院生に接していて納得させられる指摘も多い。
- ・ これまでは、こう書いてはならないことは書いてあるが、どう書くべきかについては書いていないため、受験する学生には、あまり参考にならない場合が多かった。また、常に上から目線なのが気になる。
- ・ 近年は出題趣旨の記載内容が充実傾向にあり、教材的価値が格段に向上しているように思われる。理想は、出題趣旨を読むことで、学生らが具体的な答案例が容易にイメージできるようになることであるが、ここ数年はそういったものに近づいている。ただ、今年は、生存権というやや特殊な権利を扱っているので、「書き方」について一層の細やかさが必要だったように思われる。
- ・ 率直な意見が書かれていて、面白い。
- ・ 近年、出題趣旨や採点実感等において実際の採点基準がかなり明確に示されるようになってきている点は評価できる。受験生を混乱させる「ほのめかし」のような記述は極力避けてほしい。できれば科目ごとの採点結果を明らかにしてほしい。
- ・ 近年の「出題趣旨」「採点実感」は、過去問を勉強する受験生の参考になるものとなっていると考える。

(1) 行政法

- ・ 毎年の出題趣旨・採点実感は、非常に充実した内容であると考えている。御検討いただけるのであれば、採点実感において優秀に属する答案の例についてももう少し詳細にお示し頂けると、在学中受験を目指す学生にとってさらに有益ではないかと思う。
- ・ とくにありません。強いて申し上げれば、「出題趣旨」ないし「採点実感等に関する意見」をより充実化させるか、模範解答例の公表を希望します。
- ・ 近年、公法系第2問の「採点実感」が他科目と比較して（情報量が）多いように感じられる。
- ・ 試験委員の意見を全て列記すると学生に読みづらいものとなるため、受験生目線で読みやすいものとなるように、要点をおまとめ頂ければ幸いです。
- ・ 昨年の「採点実感等に関する意見」の中に不適切な内容が含まれていた。
法学セミナー2月号における司法試験問題自体に対する疑義（興津・中川）に係る部分であるが、森林法施行規則第4条について、それ自体は当然には許可の要件ではないという行政法の基本を理解していないのではないかと疑われる採点実感が散見された。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・ 考え方が分かれる問題について、いずれか一方のみを正解とするのではなく、評価ポイントを示している点は、とても良い。また、答案において、どのような「誤答」があったかについて比較的詳細に紹介されている点も、受験者が過去問を自習するのに役立って良い。
- ・ 在学中受験及び在学中受験による合格者を増やしたいのであれば、今後も令和5年度委のように基本問題を出せばよい。しかし、設問3のように、担保物権、特に抵当権に関する解釈問題を出題する場合には、採点のハードルを上げすぎないように配慮する必要がある。令和5年度の出題趣旨〔設問3〕は、ややハードルが高いように見受けられる。
- ・ 書くべき点の要旨が別にあると助かると思われる。
- ・ 時にないものねだりとなっている場合がある。受験者が120分で解答できる最低ラインを示すことにもう少し注力してもらいたい。また、判例を示して事足りりとしているものも目立つ。令和4年の問題は特にひどかったが、判例を知っていれば解けるといった出題をするのであれば、旧試験に戻ってしまう。現行試験の理念を踏まえて考えさせる問題を

出題し、出題趣旨を考える際のヒントを与えるものと位置づけてもらいたい。

- 出題趣旨については、試験終了後、速やかに公表すべきではないだろうか。可否発表まで待つ意味が不明である。
- 採点実感については、あらためて勉強させて頂きたく存じます。

(イ) 商法

- 来年度以降も、今年度と同様、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすような「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」が望まれる。
- 例年、比較的詳細に出題趣旨・採点実感を示していただいていることから、学習上有益なものとなっていると評価する。
- 「出題趣旨」「採点実感」とともに、いつも詳細に作成いただき、学生指導の際に大いに参考となっている。今年度についてはまだ「出題趣旨」しか公表されていないが、今年度の設問のように、明らかにベースとなる判例の理解を問うような問題について、判例に基づく解答以外の解答（学說的にもそれほど有力な他説があるともいえない状況で）を期待するような記載があると、出題者が求める解答がややぼやけてしまうような印象を受ける上に、指導する側としてもやりにくさを感じる。答えは1つとは限らない以上、表現が難しい部分もあることは理解しているが、こと「採点実感」に関しては、実際に採点を行う際どのような方針を執ったのかという事実について、受験生や法科大学院教員に伝える意味もあるため、出題者が求めていた解答をできる限り分かりやすく示すような表現を用いてほしい。
- 出題趣旨について、もう少し長く記述して頂きたい。
- 近時の傾向は、いわゆる典型論点に対してどれだけ知識があるのか否かを問うものよりも、重要な最高裁判例等をベースに、具体的事実即して検討をさせる問題が続いており、比較的良い問題作りがなされているものと思われます。もっとも、基本的な判例理解や制度理解がきちんと答案に反映されている場合には、充分合格に達するものと評価されているのであれば良いと思いますが、他方で、学説上議論が未だに収束していない点や下級審裁判例をある程度知らなければならない点については、加点要素であれば格別、それが採点基準として最低限のものになっているのであれば、出題趣旨としてやや適切性を欠くのではないかと考えます。採点実感等を読む限り、そのようなことはないように見受けられますが、引き続き検討していただければと思います。
- 採点実感において示されるが、できれば出題の趣旨においても「合格点」の答案としては、どの程度の論述が求められるか、示してほしい。
- 本年度以外の「出題趣旨」「採点実感」について、出題者の示す出題趣旨が必ずしも学界

で一般的なコンセンサスとなっていない内容を含んでいるのではないか、8科目を受験しなければならぬ受験生に対して酷な評価・要求を含んでいるのではないか、という印象がある。

- ・近年の出題趣旨や採点実感は、比較的詳細に述べられており、受験生にとっても、最低限何を論じるべきであるかという点を意識しつつ学修することができるという点で、好意的に評価することができる。
- ・出題趣旨に沿った解答が少なかった問題については、結果的にどのような点が評価を分けることになったのかについて、採点実感の中で言及していただけるとありがたい。

(ウ) 民事訴訟法

- ・出題趣旨、採点実感ともに詳細で、受験生及び指導者が、問題で求められている内容を理解するのに十分有益である。
- ・令和5年度の採点実感をできれば早く公開して欲しい。採点方式は差し支えない範囲でもう少し具体的に記載して欲しい。
- ・もう少し表現を具体的にしていただけると有り難い。なお、11月30日現在で、採点実感が公開されていないが、後期の授業終了に間に合うように公開して頂けると有り難い。
- ・適切な解説がされていると思います。
- ・日程上可能であれば、現在より早い時期に公表してほしい。
- ・もう少し具体的な方が受験生にはわかりやすいかと思います。
- ・採点雑感で求められている事項を全て記載するには、到底2時間では足りないであろうと毎年感じる。問題数の削減を検討してもよいのではないだろうか。
- ・隔靴搔痒の感があり、採点基準自体を示した方が直截であるように思う
- ・在学生も読むものであるから、出題趣旨も採点実感も、できるだけ詳しく、学習に役立つような記載にすべきである。また、採点実感は、合格発表後、速やかに公表すべきである。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・刑法学は学説が多岐に渡る論点が多く、採用する学説や定立する規範によって結論が異なることも多い科目であるが、近年の「出題趣旨」においては、採用される学説や定立され

る規範が複数考えられる場合に、場合分けをして何を論じるべきかについて明示がなされておらず、その点がとても良いと感じる。

「採点実感等に関する意見」においては、採点を行った際に適切でないと感じられた記述や答案の中身について、今後も具体的に示していただけるとありがたい。

- ・懇切で詳細な記述は、過去問を用いた論述指導に参考になる。
- ・可能であれば、評価の低い答案にありがちな論証パターンの丸写しのようなものがどのようなものか具体的に示していただけると、より、受験生に自覚を促すことができるのではないかと思います。
- ・出題趣旨につき、「出題」趣旨である以上出題直後に公開可能なはずであるから、より早い段階での公開を望む。
- ・刑法に関しては、出題趣旨は概括的に論じる内容と方向を示すもので十分であると思われる。正解信仰の強い受験生にとって出題趣旨や採点実感は、法的思考過程やその論述の上で留意すべき点を指摘し、その修正を意識づけるという以上、「こう書かなければならない」という指示でそれを読み取るのに他者を頼りに受身的になる傾向を強めているように感じられる。出題趣旨等の意図とは違って、最終的に自分で考え判断する部分を削り、多様性を喪失させ画一化への道を辿り始めているように思われる。学ぶ側の学修志向は教える側が思っている以上に、正解と思しきものに飼い馴らされ、自分で考えることを軽視する方向で受け止めているようです。
- ・上述の通り、いずれも、学修に向けての重要な指針を与えるものであり、全体としてきわめて適切な内容のものであると考えます。
- ・現状は、出題趣旨や意見に沿った答案・解答になっていなくても、問題なく合格できる状況にあるのではないかと想像します。
- ・本アンケート回答時点で本年度の「採点実感」が公表されていないことから一般的な意見となり恐縮であるが、各「実感」の全てを答案に反映させることが受験生にとってどこまで現実的であるかという点についての検討を改めてお願いしたい〔特に、採点実感のとりまとめに係る事務作業の難しさ等を敢えて棚に上げて勝手を申し上げることをお許しいただきたいが、各採点委員から集められた各「実感」相互の整合性について一層のチェックをお願いできると幸いである〕。また、例年、受験者の問題点に対する厳しい指摘があり、それ自体は非常に参考になる一方で、そうした指摘に敏感になりすぎるがゆえに萎縮している受験者も一定数みられるところである。そこで是非、高い評価を与えた答案についても、その内容について「具体的に」ご指摘をいただくと受験生のみならず教員にとっても参考になると思われる。
- ・「出題趣旨」は、出題者の意図を理解するための有効なツールなので、公表することには意義があると思料する。「出題趣旨」執筆の際には、中立的な記述を心がけていただきたい。
- ・出題趣旨に沿った解答ができる学生はあまり多くはないと思いますが、大変詳細にご教示

くださっており、受験生にとって非常に親切なものになっていると思います

- ・近年、「出題趣旨」および「採点実感等に関する意見」が詳細に書かれるようになり、今後の学習に生かすことができるという点で、適切であると思われる。
- ・今後とも具体的で丁寧な記述を期待する。

(イ) 刑事訴訟法

- ・いずれも内容が充実しており、有意義である。学生がどの程度活用しているのか、知りたいと思う。
- ・出題趣旨等から、何が求められているのかは分かるものの、具体的な採点基準や何に重きを置いて採点したのかが分からない記述になっているので、その点について改善を求めたい。
- ・特に出題趣旨、採点実感に触れていない点については、書く必要のないことなのか、書いても点数にはならないのか、出題趣旨の出題趣旨を知りたい。
- ・出題の趣旨と採点実感は可及的早めに出してほしい。特に出題の趣旨は合格発表前でも出せないか。また、採点実感を出題の趣旨と同時にしてほしい。
- ・特になし【基本的に適切であると考える】
- ・「出題趣旨」、「採点実感」とも学生が学習する上で大いに参考になる。
- ・例年、「出題趣旨」では、各設問で論じるべき内容（いわば理想的な答案内容）が分かりやすく示されている一方、「採点実感等に関する意見」では、受験生の実際の答案において検討不十分であった点やよく見られた誤りについて具体的に指摘されており、両者の役割分担が適切になされている。受験生は両者を熟読することにより、司法試験で求められている能力を理解することができよう。
- ・上記のとおり、出題趣旨は、法科大学院教員及び受験生にとって「司法試験で要求されるレベルを把握する際の目安」であると共に「学習方針を立てる際のメッセージ」でもある。当該事例の解説まで求めるものではないが、解答の方針が見えるようなものにしていただきたい。
- ・刑事訴訟法については、過去数年にわたって難易度・量とも安定した出題が行われていると思われる。
- ・特になし。ただし、12月4日現在、今年度の「採点実感」は公表されていない。
- ・設問2についてはやや簡略すぎるような気がする。要証事実によって立会人の説明部分にも伝聞証拠性が変わること、その場合の実況見分調書自体の伝聞証拠性・伝聞例外との関係についてももう少し示唆してよいのではないかと
- ・できるだけ要点をコンパクトに示していただく方がよいと思う。

(4) 倒産法

- ・適切である。
- ・非常に参考となるので、今後も継続して頂きたい。
- ・本年度の第1問・設問2の(2)設定では、否認権肯定は難しいのではないかと採点雑感の公表時期が掴めていないため、フォローしにくい。見つけやすくしてほしい。
- ・本年度は採点実感はまだ公表されていないのでコメントできないが、合格最低の基準がどの程度であるかは明確に示した方が良いように思う。
- ・出題趣旨および採点雑感によれば、判例をベースに答えさせることが求められているとされるが、判例の結論が絶対ではないことに鑑みると、このような方針には疑問もある。
- ・倒産法については、詳細に記載がなされているものと思う。
- ・出題趣旨については特になし。採点実感等に関する意見については、配点として、どの論点に対する配分が高いなどのより詳細な情報を提供いただきたい
- ・これでよいと思います。

(5) 租税法

- ・租税法は、とりわけ「採点実感」が充実していて、作問の意図や、何が受験生に求められているかが伝わりやすい。ぜひ、この方向性を維持していただきたい。
- ・本年度試験の出題趣旨に関する意見は、他の年度の出題にもあてはまりうる
- ・出題趣旨と採点実感に齟齬がある場合がある。採点していて必ずしも出題趣旨のとおりには採点するのが困難であったということであろうか。

(6) 経済法

- ・学説・判例において争いの余地のある論点に関して「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」において評価が示されている場合が見受けられる。争いがある部分については、その評価部分が加点事由になるとしても減点対象にするのはなるべく避けて頂きたい。また、公表済の出題趣旨・採点実感における評価は、原則として、その後も連続性を持って判断して頂きたい。
- ・丁寧に記述されており、問題への対応のみならず、独占禁止法の学習にも有益なものにな

っていると考える。

- ・(本年度のものについて) 出題趣旨についての意見は上記のとおりで、採点実感等は現時点で法務省のホームページに掲載されていないので、これにつき意見はない。
- ・出題意図を把握する上で、大変貴重な情報であり、できるだけ丁寧な記述を期待する(本年度の出題趣旨は、その点で、非常に分かりやすかった)。
本アンケートについて、採点実感を公表された上で出していただけると、より、具体的な回答がしやすいと考える。

(7) 知的財産法

- ・いずれも重要な資料であり、引き続き充実した記載を希望する。

(8) 労働法

- ・特段、問題は感じていない。
- ・適切であると思います。
- ・年度によっては、判例・通説とは異なる、出題者の私見に沿った解答を求めるような記述が見られたことがあった。

(9) 環境法

- ・今年の問題では、1番はもちろん2番も判例の比重が大きかった。ただし、基本判例といっても、環境法では問題提起型の事件が多く、ライフ事件のように最高裁ではない下級審判例も含まれるため、立ち入って検討する判例の取舍選択が難しい面がある。制度の問題点を本質的に問うような問題提起型判例については下級審も含めてある程度事案の内容も理解することが求められる、といった学修の方向性をもう少し示して頂けるとありがたい。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・記述が明確であり、受験生にとって有用な出題趣旨であったと思う。
- ・出題趣旨のなかでどのレベルでの判例の理解を求めているかについて、あてはめの仕方を含めて示していただきたい。
- ・国際関係法(公法系)の場合、無理に2題とも事例の出題とする必要はないのではないか。

(11) 国際関係法(私法系)

- ・出題の趣旨について、上記の通り。
- ・特に個々近年、出題趣旨も採点実感も丁寧に記述なさって頂いていると感じております。記述される側の労力も大変な者だと思いますが、他方で、これらの資料は受験生のみならず、教員、それに在學生にとっても学習の指針となるものなので、引き続き丁寧な記述をお願いいたします。
- ・かつては極めて簡単な出題でありながら、それを解くだけではなく、通常の場合には必要のない条文の趣旨への言及を求めるなど、将来にわたって受験生を混乱させる出題趣旨や実感があつたが、少し骨のある出題になったことから、最近はそのようなことはなくなり、好ましい。
- ・出題趣旨や採点実感には、新司法試験開始以来、毎年のように疑問に感じる部分がある。

3－3．当該科目の試験のあり方についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・本研究科においては、憲法に限らず、在学中受験を希望する学生にも十分な教育が施されるようカリキュラム改定を行なったところである。司法試験の憲法科目としては、全体的にカリキュラムが過密になる中、実務法曹に求められる憲法的素養を問う適切かつ骨太な出題を期待したい。
- ・今般の出題のように、参考とされるべき判例の特定が容易な問題は、在学中受験にも適し

ているように思われます。あるいは、短答式試験の出題には散見されますように、特定の最高裁判所の判例を明示して、その教訓の批判的な応用を要求するような出題が好ましいのではないかとも思われます。

- ・科目の配当年次に変更はない。ただ、2年次で学修を完了させたい学生が増えたように思うので、法科大学院として他の科目とのバランスは再考したい。
- ・実務家として憲法を使う人は少ないのだから、典型論点に関する基本的な問題を出していただきたい。
- ・憲法科目は2年生が中心のため、そこまで大きな影響はないが、3年生科目は前期の授業の途中で試験になるので、授業の進め方が難しい。後期も授業の途中で合格した学生と不合格だった学生に分かれることになるので、学生への接し方や授業でどちらを中心に行うか迷うところがある。
- ・法曹として求められる水準が試験制度により左右されるべきではないので、司法試験の出題レベルを下げる必要は特にないと考えている。それゆえ、在学中受験が開始されたからといって、授業の難易度を下げようとはしていない。ただ、在学中受験を控える3年生のために、より実践的な科目を3年前期に配置するなどの工夫は必要だと考えている。
- ・出題傾向が頻繁に変わるのは、試験である以上は当然にあり得ることとしても、受験時期の前倒しとの関係からすると、受験生にとっては酷な面があろう。せめて難易度は一定水準に保って欲しいと思う。
- ・弊校では、未修者の合格率が下がった一因に、在学中受験者合格による修了生の合格率低下があると思われるが、基礎的な学修の底上げをしなければならぬと感じさせられた。
- ・憲法に関しては既修1年目までに履修を終了するので特に影響はない。

(イ) 行政法

- ・在学中受験のために、従前よりも特に2年次における必修科目の負担が増えているが、在学中受験者の合格率は比較的高いものであった。今後も、基本的な理解や解釈を問う出題であることが望ましいと考えている。
- ・在学中受験が既修・未修を問わず標準的な受験スタイルとして認識されつつあり、それに応じたカリキュラムの組み方を検討する必要がある。
- ・近年の出題傾向で適切であり在学中受験による内容の変更の必要はないと考えられる。
- ・現時点において特筆すべき変化はない。他方で、最新の重要判例について学ぶ機会を主に3年次夏以降に用意してきたが、これを司法試験前に前倒しすべきか否かについて、在学中受験予定者の3年次前期における授業負担を勘案しつつ、検討する必要性を覚えている。

る。

- 行政法科目は基本科目であると位置づけられ、低年次（1年次もしくは2年次）に配当されていることが本校のみならず他の法科大学院でも一般的であるため、特段大きな変化や検討すべき事項があるとは考えておりません。
- 既修者の在学中入試については、学習期間が実質的に1年半程度しかない。必修科目に加えて選択科目についても十分な起案力を養成することが課題である。
- 在学中受験の導入によって、特段教育のあり方・試験について変更すべき点は生じていない。
- 基本六法に比べた場合、行政法は学習上の時間的制約が否定しがたいため、基本的な出題をお願いしたい。
- 在学中受験をする学生を念頭に「司法試験直前に実施している授業」のスピードを上げ、試験範囲を漏れなくカバーできているよう心がけた。
- 行政法担当者の中には、基礎的知識の確実な修得のために短答式を導入すべきという意見もある。
- 「教育」に関して、在学中受験をする者がいることから、司法試験を意識した科目については、司法試験前に開講することにしたが、在学中受験をしない者もいることから、来年度は、両者にとって意義があるように、開講時期を二つに分けることにした。今後も適切な開講の仕方を検討することが必要と考えている。
- 基本判例の知識と理解を問う傾向が強まっていることは、在学中受験との関係でも、良い傾向であると考えている。
- 行政法に関しては、2年次終了時点で行政法総論、行政救済法、行政法演習を終えるため、特に大きな変化はありません。ただ、学習した内容を記憶にとどめる時間が必然的に短くなるため、折に触れて復習の意識を強く持つように指導しています。
- 行政法に関しては在学中受験によって教育のあり方を大きく変更する必要はなかった。しかし、他科目との関係で在学中受験者の授業負担が重くなっている。処分性、原告適格など行政救済法の授業の最初に負担が集中する点は検討が必要かもしれない。
- 行政法の場合、行政法総論を勉強してから行政救済法の勉強の移行するが、3年前期の時点までに行政救済法を一応の水準にまで引上げるのはなかなか難しいところはある。教育を工夫したい。
- 総論的な講義の中に訴訟法的な知識をうまく溶け込ませ、訴訟法の講義において時間を節約できるようにしておかないと、訴訟法の知識をもれなく伝えるのは難しい。行政法という講義科目全体の設計の緻密さが益々要求される。しかし、それでも法科大学院で何もかも教えるわけにはいかない。実務に就いた後の学び直しの方法を色々と工夫するべきではないか。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・夏学期の開講科目を減らす、秋・冬学期の科目を見直すなど、3年次のカリキュラムの変更を行った。
- ・授業日の設定がまことに窮屈になり、担当教員が病気等で休講した場合に補講日が設定しにくくなって困っている。また、司法試験終了後7月下旬に定期試験が実施される関係上、①定期試験対策を全くしないまま定期試験に臨むことになる、②定期試験から追試験実施までの期間・追試日程がタイトである、以上2点について学生から少なからず不満の声が寄せられている。
- ・(民法に直接関わらないものですが) 選択科目を2年次生(既修1年目)に修得する必要があり、法律基本科目の修得が十分になる前に選択科目を受講して理解が中途半端になる可能性があること、また、結果として在学中受験で不合格となった場合、選択科目の単位を2年次生で(不十分な理解のまま)とったきりになってしまっ、修了後受験に向けて学修をやり直す機会がないことが検討課題になっています。
- ・在学中受験が開始されたためかどうかは必ずしもはっきりしない面もあるが、今回の司法試験では上記のように論点論証型(詰め込み吐き出し型)のような出題傾向が窺われ、未修者が圧倒的に多く、基礎知識の定着および論理的な思考能力(応用力・展開力)の向上を3年という期間で段階的に図っている本法科大学院では、未修者教育の重要性が脅かされかねないように思う。これでは、そのような司法試験に対応できるトレーニングのみをおこなう予備校のような教育をせざるを得なくなるのではないかと危惧する。
- ・そもそも近年の制度変更が適切かどうか自体議論の対象になり得るところではあるが、いずれにせよ、望まれる法曹像が変わっていないのであれば、制度変更を考慮して試験のあり方を変更する必要性も正当性もないと考える。
- ・在学中受験が始まったため、それに応じた単位取得を可能にするためのカリキュラムの変更などは行ったが、現時点では、在学中受験に対応して授業内容をカリキュラム上特別に変えてはいなかった。しかし、在学中受験による合格者もいることから、3年次後期の演習科目をはじめとして、3年次、さらには2年次対象科目の全体的な前倒しをするかどうかなど、検討の必要性があるが、履修上限単位数との関係で困難がある。
- ・直前の学期の授業では、時間的な余裕がほとんどなくなったように思われる。特に2年次の授業へのしわ寄せが大きいように思われる。もっとも、予備試験に合格しても法科大学院を中退せずに卒業する者が多くなったことは良いことだと思われる。
- ・段階的学修を保障するために、授業の配当学期に無理が生じ、担当教員に過重な負担を強

いることになっている。

- ・在学中受験の場合、学期途中での受験となるため、法科大学院としての教育期間が実質的に1年半を下回ることになるため、在学中受験者対応として、カリキュラム的にかなり詰め込んだものとなるため、学生の負担が増加している。また教員側としても、本学のように人員に余裕がない法科大学院にとっては、クラス分割を行うなどの対応も難しいため、教員サイドの負担も純粋に増加してしまうことになる。さらに、受験科目ではない科目については必然的後回しになり、法科大学院の教育理念に沿った教育課程になっているのかは少し疑問に思うところもある（もっとも、受験後に余裕を持って取り組むことができるという点はメリットでもあると思われる）。最後に、本学としての事情でいえば、在学中受験者と修了後受験予定者との協調・両立が難しいという問題が生じつつある。

- ・他の司法試験科目の配当学期を繰り上げた影響で、2年次以降配当の民法の法律基本科目（上級民法1・2）の配当学期も1学期ずつ繰り上げる必要が生じた。

- ・結果を見る限り、在学中受験は、こと大規模な法科大学院にメリットの大きい制度のように思われる。本校は幸いにして在学中受験者が良い結果をおさめたが、全体を見ると、本校は特殊な例であつたらしい。

ただこれは、むしろ法科大学院制度が必ずしも誤りでないことをも示しているように思われる。在学中受験の場合、既卒者に比べて学修時間が短いのであるから、合格に困難が伴うと予想していた。通常授業との兼ね合いも問題で、単位取得と並行して受験することは難しいことであつたに違いない。

しかし、結果として多くの在学中受験での合格者が輩出されたのであるから、法科大学院では、適切なペースメイクの下、効率的な教育が行われていると理解できるのではないだろうか。既卒者は卒業前最後の授業から半年近くが経過しているため、独学はメリットばかりではないのだろう。

そこで今後は、在学中受験の実態調査を継続するとともに、毎年7月に実施されるようになったことで、むしろ既卒者をどのようにケアするかを検討する必要があると考えている。

- ・今後の動向を注意深く見守りたく存じます。
- ・民法に関しては、教育面で大きな影響を受けているわけではないが、それでも、在学中受験をする者がいることを想定して授業内容を組み立てなければならない。学修期間を短縮することは、民法のような広範囲にわたる内容を含む科目については、知識を蓄えるうえで大きな障害となる。
- ・在学中受験生のために、科目進行を検討する必要がある。

(イ) 商法

- ・変化した点は少なくないが、学部の法曹コースにおける講義の充実や法科大学院におけるカリキュラムの変更によって必要な教育を実施することができており、現状では特に検討すべき事項はないと認識している。
- ・本学では商法の基幹科目は 2 年次に配当されているため、在学中受験開始に伴う商法教育に固有の問題は特にないと思われる。
- ・上述の通り、今年度の問題は基本的論点に関するものであり難易度も高くない上、株式と機関という、会社法分野の初期段階で学習する範囲からの出題であったことは、在学中受験を意識したものでとは拝察している。もちろん、作問側に、毎年、上記範囲に出題対象を絞る意図があるとは理解していないが、おそらく、主に会社法分野の後半に習う内容（組織再編等）から出題された場合、在学中受験生が今年度ほど点数を伸ばせるかについては疑問がある。教える側としては、可能な限り早く商法の全体像を伝え、問題演習までたどり着けるような実力を身に着けさせるようなカリキュラムへの変更が望ましいとは考えているが、前倒し学習の必要性は他分野においても同様に指摘されているため、学内での時間割調整が難しいところがある。あと、商法分野に限った問題ではないが、2026 年度から実施予定の CBT 受験に関する情報が乏しいことについては、教員も学生も不安を抱えており、この点について早めの情報開示が求められる。
- ・LS の授業において手形法の扱いを従来より縮小すべきか検討が必要だと思われる
- ・学部在学中に予備試験の受験勉強を始め、法科大学院に入学した学生にとっては有利な制度であるが、法科大学院が開設した当初理念としていた多様なバックグラウンドを持つ法曹の養成という観点からは、メリットを見出すのは困難である。今後、法学未修者教育について、どのような教育を行っていくのかについて、法科大学院制度の課題となると思われる。
- ・商法総則・商行為法および手形法・小切手法の分野に関する科目については、既に一部の法科大学院においては選択科目とされています。かつて法科大学院協会で設定した共通到達目標との関係で、当該分野の科目を必修科目として存置する必要があるのか、貴協会の立場を示して頂きたい。また、当該分野について、今後も、司法試験の範囲に含まれるものとするのか、司法試験委員会で検討して頂きたい。
- ・在学中受験が始まったばかりであり、今後の変化や検討すべき事項等については、やや時期尚早であるように思います。どのような影響がでるのかについて、数年単位である程度観察した上で、議論すべきであるかと思えます。
- ・在学中受験については、3 年次の 4 月開講の上級商法 2 を週 2 回開講にして司法試験実施前に終了するようにした。
- ・2026 年度より、コンピューターを利用した受験となると聞いている。先日概要が示されたようであるが、より詳細な内容について、大学において期末試験で対応するためにも、

早期に示してほしい。

- ・商法系科目については、カリキュラム上大きな変更はないが、3年次春学期（前期）の試験までの間に学生に可能な限りの選択肢を増やすために、相応のカリキュラム上の手当が必要であるという認識のもと、次年度から若干の修正を行うことが予定されている。
- ・商法に関していえば、本年度試験で取り上げられた論点の一部は、在学中受験を前提として時間数を圧縮して組まれたカリキュラムでは、時間的に厳しいところであると感じている。
- ・本学における商法科目の教育のあり方について：
会社法のうち総則を除く部分については、従来から、2Lまでに基本的に全範囲を履修できるカリキュラムにしていたため、在学中受験開始後も、本学ではさほど大きな変化は生じてない。これに対し、会社法の総則および商法・手形小切手法については3L配当科目にせざるを得ないところ、今般の在学中受験の開始に伴い、司法試験までに十分な学習機会を確保できるかに課題が残っているように思われる。
商法科目の試験のあり方について：
政府および金融界において2026年度末までに紙の約束手形・小切手を廃止する方針が示されている中で、LSにおいて手形小切手法を学修することの意義を再検討すべき時期にあると思われる。商法科目の範囲から有価証券法を除外すること（具体的には司法試験法施行規則2条の改正）を検討するべきであり、また、もし代わりに電子記録債権を試験範囲とする場合には、LS教育に反映させるため、その旨を速やかに公表すべきであると考えます。
- ・在学中受験を予定する者と修了後に初回受験を予定する者が混在する状況では、商法科目の科目配置、クラス分け、授業進行に支障が生じ得る。在学中受験予定者に限定して履修可能単位上限を緩和する措置の合理化をお願いしたい。
また、手形の利用停止方針が大きく報じられるところ、司法試験及び予備試験の出題範囲を見直す見込みについて一定の見解が示されるべきである。

(ウ) 民事訴訟法

- ・本年に関していえば、授業で最後に扱う「控訴」分野が出題されたが、ちょうど試験後の授業で出題された問題の類題を取り上げてその分野を解説したので、在学中受験生にとっては残念な結果になった（レジュメは事前にアップしているので、それを予習していればある程度は対応できたと思うが、授業後に受験していればかなりできが違ったのではないかと推測する）。
早めに全体を概観すべきかもしれないが、春セメスター授業中に司法試験が実施される以上、「積み残し」部分からの出題があり得るのはやむを得ないであろう。

- ・在学中受験と3年コースをどのように並置するのか、法科大学院全体で検討すべき問題と思う。
- ・教育や試験のあり方は変わっていないが、在学中受験により、日頃の授業が司法試験に直結していることを学生がさらに実感できるようになっているのではないかと考える。
- ・在学中受験生の合格者が50名弱から90名強で、修了者の合格者数とほぼ同じという法科大学院が6校あり、1回目の受験で合格した者の割合も増加し、今後は、予備試験のほか、3+2又は3+3でそのまま司法研修所につながるものが主流になる気配がある。法科大学院の二極化が予想以上に進んだと思われる中で、当校のように未修者中心で入学後初めて民訴を学ぶ者がほとんどの場合に、どう教育してこの変革に対応すべきか、他の法科大学院の動向について情報を得る機会が望まれる。
- ・在学中受験により、学生の真剣度は増したが、司法試験対策に大きく比重が移った。結局、法科大学院教育の意義や必要性が低下したように感じる。
- ・①授業担当者にとっては、在学中受験を考慮して3年次前期終了時までには受講生の基礎力と応用力を涵養しなければならず、余裕のない授業運営になっている〔結果として基礎力の涵養を重視し、応用力の涵養についてはやや手薄になっている〕可能性がある。②学生にとっては、司法試験受験の準備期間が短くなることから、司法試験において高い応用力を求められる問題が出題されるとこれに十分対応できない可能性がある。③3年次後期科目の担当者にとっては、履修者の中に司法試験合格者と不合格者が混在する〔モチベーションの異なる受講生が混在する〕ことになり、これまでと異なった授業運営上の工夫が求められている。
- ・司法試験受験のための単なる通過点としての法科大学院はもはや無用。何のために、法科大学院が法曹養成にかかわるのか。単なる通過点であれば、受験にとっても負担が大きいだけであり、当初の理念が時代にそぐわないというのであれば、法科大学院の意味はない、法科大学院制度の意味をもう一度再検証すべき。法曹養成期間の短縮を図るなら、せつかく4年間の学部教育があるのであるから、法曹志望者については法曹養成のための学部課程を作り、その修了者に受験資格を認め、社会人等の多様な人材の確保のために、予備試験を縮小して残すという方策をとるべきではないか。
- ・3年生の春学期に民事訴訟法の必修科目が配置されており、在学中受験を検討している学生にとっては、やや不便なカリキュラムとなっている。しかし、これを2年生に配置するとなると、学生の負担が過剰となり、未消化のままとなるおそれも多分にある。悩ましい問題であり、更に配置学年や学期を検討する必要がある。
- ・2年次に法律基本科目と選択科目の履修を終わらせる必要があることから、カリキュラム編成がかなり窮屈になっているのは事実です。しかし、これまで求められていた水準を落とすことはないよう、カリキュラムで採り上げる内容を再度厳選して取り組んでいます。また、民事実務基礎科目との連携がとりにくくなってしまい、法科大学院教育の理念が生かされないという事態になっていることは懸念材料です。2年次に実務基礎系科目の履修

が可能になるよう、履修上限単位の引き上げが必要と考えています。

- ・試験実施が前期の大半は終わっているが、すべて終わっていない時期であるため、3年次前期配当の演習科目の組み立てには苦労が多かった。いっそあと半月遅らせてくれば、在学中受験への配慮もより強く打ち出すことができたように思う。
- ・制度は変化したけど、試験のあり方はむしろ変えない方が望ましいように思われる。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・3年生春学期前半までに司法試験関係の必修科目を終えるカリキュラム変更等は対応済みである。本年度のような出題であれば、刑法科目の授業や試験の内容に大きな変化を加える必要は感じておらず、従来通り、基本的な知識・理解を定着させつつ、重要判例につき、その意義や射程、具体的な事実を評価する際のポイントを考えさせることなどに重点を置いた授業を行うことを前提に、その質の向上に努めたいと考えている。
- ・いかに在学中受験とはいえ、第3年時の春学期も終わらないうちに試験を実施するのは、司法試験が「法科大学院での教育の成果を試す」ものであるとする建前から外れすぎである。試験時期については、再考を強く求める。
- ・未修1年次生に対しては、共通到達度確認試験や司法試験の短答式問題に対応できるだけの刑法学の基礎的知識を修得させ、講義の中でも判例学習の機会を多く取り込むように意識をしている。
また、在学中受験予定者に対しては、司法試験科目である法律基本科目や選択科目については、既修2年次（未修3年次）春学期の前半までに履修が完了できるよう、クォーター制を導入し、在学中受験の妨げにならないカリキュラムになるよう配慮を行った。
- ・在学中受験を目指して計画的に取り組んだ受験生にとっては、法科大学院の学習環境を最大限に活かすことができたようである。他方、法科大学院としては、修了後も受験生が集中力を失わずに受験に挑むための支援体制を構築することが課題と思われる。
- ・本校は未修者がほとんどであり、基本的な事柄から丁寧に教えていく必要があるものの、その中でも在学中受験を目指す者もおり、基礎よりも発展した内容を教える機会を増やす必要があることを実感しています。現状では演習科目等でカバーするのが現実的な方法だと思うけれども、その中でも学生間のレベルのバラつきがあり、現状の設置科目内で十分に対応するのはやや難しいように感じています。
- ・1年次・2年次の教育内容で司法試験の受験に耐えうる学力を完成させることが要求されることになろうが、具体的には今後の試験問題をも素材として検討するつもりでいる。

- ・在学中受験可能なカリキュラムとするために、従前の3年次配当科目を2年次に繰り下げざるを得ず、段階的学修ができなくなった。また、未だ司法試験を受験する実力が備わっていない2年次の学生が当該科目を履修するようになったことで、履修者間での実力格差が生じ、授業運営に混乱をもたらしている。
- ・在学中受験が開始されることで、司法試験科目の出題範囲・難易度などに全く変更がなくともよいかは1つの課題であるように思われる。これまでの、少なくとも2年間はじっくりと学修する場合と比較するならば、ある程度、理解が不十分となったり、深い分析に至らない箇所も生じる可能性もあるだろう（他方、在学中受験を目指す学生であればその心配はない、との考え方もあろうが）。ただ、これまでの「プロセス重視」の教育が貫徹しにくくなっていることは否めないもので、検討をお願いしたい。
- ・学生が受験を意識する度合いが格段に強まったため、特に心理面への配慮が必要に感じる。
- ・短期間で合格するために必要最小限の合格パス知識をまとめたものを取り込むことだけに絞り込み、理論の進展とそれに伴う従前の学説の見直し、判例の展開等に対して、一定追いかけても最終的に切り捨てるという扱いが見られる、合格率が上がってここで躓くわけにはいかないという焦りが試験しか目に入らない受験生の層を拡大した感があるので、本年度のように判例の判断構造に曖昧さがあるものを取り上げ、補足意見等を参考に、規範選択かとあてはめを切り分けてしっかりと書かせる問題や、矛盾する結論を整合させる柔軟な思考を問う問題などの出題の工夫は継続していただきたいと思います。
- ・これは制度変更に関わるということではありませんが、近年の刑法の試験〔特に、個々の設問に見られる工夫〕が、教科書等書かれていることの表面的な覚え込みでは対応できず、問題が生じる理由、解決のためのあり得べき論理、他の論点との連関などを含めて十分に理解し、思考力を鍛えることを求めるものとなっていることは、私どもの教育を背後からバックアップするものであると考えており、高く評価しているところです。
- ・本学においても在学中受験者から合格者が出たが、在学中受験を希望している者にとっても、特に授業内容について変更することは考えていない。
- ・昨年のアンケートにおいて「法科大学院教育の理念及び実績を踏まえれば、判例の射程を踏まえた論述・検討を正面から求めるような設問を置くことも十分にありうるのではないか」との提案をさせて頂いたところ、今回の出題はそのような方向性を明確にされた点で、法科大学院教員としては非常に勇気づけられた。出題形式につき絶えず改善を試みてこられた出題委員の皆さまには改めて感謝を申し上げます。なお、今回の出題に関しては「(特に在学中受験の学生にとって) 難しいのではないか」等の批判的な意見が寄せられることも予想されるが、そのような批判に対して、「罪責を論じなさい」等の従来型の単純な出題形式に戻すことで安易に対応することは避けるべきだと思われる。難易度の調節という観点からいえば、例えば、関連判例自体は資料として掲載しつつ、判例を前提にしながら異なる結論に至り得る立論を説明・検討させる形の出題形式で対応するのが一

案である。法科大学院における刑事法教育の理念を反映させる方向での出題が今後も維持されることを切に期待する次第である。

- ・カリキュラム全体をどこまで前倒しするかは要検討事項である。
- ・在学中受験まで、となると時間的制約から刑法理論上の講義を行うのが手いっぱい、実務家になるには必要と思われる訴訟法や実務との接続が司法試験前にどの程度できるか、試行錯誤である。
- ・本学でも在学中に受験し、合格した者がおりますが、やはり普段の授業期間中に司法試験があることから、試験勉強の時間の確保、そして授業との兼ね合いなど、苦勞しているようでした。本学の中では在学中受験の者は比較的少数になるので、カリキュラムを全て変更することも難しく、他方で在学中受験の学生の妨げになることも回避したく、ジレンマを感じております。試験日についてももう少しご検討いただけますと幸いです。
- ・在学中受験を考えている者の学習を考えると、これまでの司法試験の出題範囲をすべてカバーすることは困難になると考えられる。したがって、司法試験の出題範囲を、より基本的なものに限定されれば、それに対応した教育が可能になると思われる。
- ・制度変更以前から、論文式試験については、より基本的な知識・技能を試す方向が望ましいと考えていたところ、近年の出題傾向はこれに沿うものと思われ、それは結果的に制度変更にも相応することになると考える。

(イ) 刑事訴訟法

- ・実務基礎科目が3年次後期に配当されているため、在学生在が、従来に比して、事実認定や、公判前整理手続その他の公判の分野についての教育、学習が十分でない状態で試験に臨むこととなることの影響を懸念している。3年次前期までに何ができるか、検討している。
- ・法科大学院の2年次までで、法律基本科目の必修科目を履修させているので、在学中受験のためにとくに法科大学院のカリキュラムの変更は必要ないと考え。しかし、在学中受験のために、実務基礎科目の履修が後回しになる可能性がある。司法試験受験のために実務科目で学ぶ事項が重要であることが分かるような出題や採点が必要ではないかと考える。
- ・どうしても、実務系科目が司法試験後になるので、「実務を知らないとわからない」問題はできる限り避けるべきかと思われる。例えば伝聞法則で、推認過程を論じさせるのは、実務系科目をやっていない時点では難しい。
- ・今年度上位5校の3年生のほとんどが在学中受験したようで、卒後1年目より人数が多かった。しかも上位校の在学中受験の合格率も卒後1年目よりやや低かったくらいであ

った。そのため、上位5校のレベルの高い受験生が倍増以上となり、未修者の多い法科大学院は軒並み合格率が大幅に下がった。来年度は上位校において在学中受験が中心となり、正常化することを期待している。

- ・ 刑事訴訟法科目は2年次配当科目なので特に変更した点はないが、刑事訴訟法の理解を前提とし、それを補強する側面もある3年次配当の実務基礎科目や総合問題演習科目の開講時期や学生の側での履修状況・モチベーションに変化がみられるところであり、特に春学期前半の実務基礎科目の受講態度（各講義回の予習との向き合い方）や司法試験合否発表後の総合問題演習科目の履修状況に影響が出ているように思われる
- ・ これまで論述能力の向上は、3年次の演習科目において重点的に行なっていたが、在学中受験に間に合わせるためには、3年次春学期では間に合わず、2年次の授業科目の中で論述能力の向上を目指す必要があると感じている。
- ・ 在学中受験生が司法試験までに受験で求められる事柄について授業を受けられるように配慮する必要があるので、カリキュラムをそれに合わせる必要が生じた。
- ・ 予想したよりも多くの学生が在学中受験を念頭において入学してきているが、未修者中心のカリキュラムの中で、在学中受験時までに相応の実力を身に付けさせるのは困難な面がある。刑事訴訟法は、比較的基本的な問題が出題されているが、この傾向はぜひ続けていただきたい。
- ・ 未修3年次、既修2年次の最終学年のカリキュラムのあり方は要検討。
- ・ 在学中受験を踏まえ、今後も、本年度のように、受験生の基本的学識を試す出題を心がける必要がある。
- ・ 少なくない法科大学院が、実務科目の履修を受験後の時期に設定しているものと思われる。在学中受験の制度が期待通りに機能するためには、在学中受験者と既卒受験者とのハンデが生じないような出題を続けていただくことが必要だと考える。
- ・ 刑訴法に関し多岐にわたる法改正が行われているが、司法試験の出題は、基本的な理解を問うものにしてほしい。
- ・ 在外中受験を可能にするため、刑事訴訟法関連科目については、3年次（既修2年目）前期までのカリキュラムを大幅に変更している。そのことがどのような影響を及ぼしているかは今後検討する。また、3年次後期に配置される実務科目への影響についても、授業担当者による授業運営上の負担等を含め検討する。
- ・ 在学中受験者が一定数おり、試験期日が学期中に設定されているため、授業や学生に対する影響が大きかった。
- ・ 基本的学識とその適用力等を試すものである以上、在学中に合格できる能力を養成し得ると思われる。

(4) 倒産法

- ・ 今後はもっと基本問題の比重を増やすべきである。
- ・ 在学中受験の院生と、そうでない院生とが混在しているけれども、本科目は選択科目であるので、その影響は、比較的には小さいものと考えています。
- ・ 本年度より在学中受験が始まった関係で、時間割を組み替え、春学期前半に集中して倒産法演習科目を置いた。本試験における当該科目履修者の合格率は非常に高く、倒産法がよくできたとの報告も複数あったため、一定の効果があったものといえる。もっとも、受講生および教員の負担が大きいため、時間割等についてはなお検討が必要と思われる〔現在検討中〕。
- ・ 在学中受験の開始で、選択科目の履修の前倒しが顕著。基本科目の学習と同時進行となり、選択科目の学習が消化不良の者が見られる。在学中受験が主流なら、倒産法に関しては、破産法のみで2問という形も考え得るのではないか。
- ・ “試験科目が多く、とりわけ在学中受験者にとっては負担が増す一方で、試験合格の水準が薄く広くという表面的な処理能力・理解力のチェックとなり、合格水準は下がっていると感じている。
選択科目自体を廃止するなどの抜本的試験制度改革をしても良いように思う（選択科目群や行政法は、ロースクールでの講義は必ず必要であるが、試験科目からは外すことでも良いようにも思う）。”
- ・ 従来は選択科目である倒産法については、民法や会社法、そして民事訴訟法の知識を前提とする面もあることから、3年次に配当されていたが、在学中受験の開始に伴い、2年次に配当するようカリキュラムを変更した。そのため、十分に基礎知識を備えている学生については大きな問題はないが、まだ上記前提科目についての基礎知識（特に、担保制度や訴訟手続についての基本的理解）が十分とはいえない学生については、講義についていくことが難しい面があると思われる。しかし、在学中受験資格を得るためには、2年次終了までに司法試験選択科目について4単位を修得していることが求められるため、多くの学生がとりあえず選択科目についても科目登録をしている状況にあるため、今後は、各学生の到達度に応じた適切な振り分け（基礎知識が十分ではない学生については、在学中受験にこだわらず、3年次で司法試験選択科目を履修するなど）のあり方について検討していく必要があると思われる。また、制度的にも、司法試験選択科目についての単位取得については、受験の要件ではなく、修習の要件とすること（修了までに履修すること）も検討してもよいのではないかと個人的には考える。
- ・ ややもすれば受験者離れを起こしている倒産法においては、徒に難解な問題の出題は控えるべきである。昨年度の司法試験本試験・予備試験問題ともに、最高裁判例や学説にとらわれ過ぎて受験者側の事情への思いが足りなかったように思われる。判例や学説の議論にとらわれず、条文の当てはめや原理原則の基本的な理解を問うことに重点を置いた方

- がよいのではないか。その点につき今年度に改善が見られたことについては評価できる。
- ・秋学期に倒産法2、倒産法演習を実施している関係で、在学中受験者は事実上2年次生までにこれらを受講しなければならず、かなりタイトな受講スケジュールとなっている。このため、試験内容についてはより基本的な問題の理解を問うことで十分であると思料する
 - ・特にありません。前倒しで勉強しなければならないので、学生は大変でしょうが、これは仕方のないことです。

(5) 租税法

- ・租税法について基礎的な知識・能力を与える授業の時間が減少したことと、3年生の夏(学期中)に受験するため、2年生の最初から、相当程度、司法試験を意識した授業の組み立てとならざるを得ないことは、法科大学院教育の観点からは問題であると認識している。
- ・受験生にとって本科目に使える時間は限られているであろうし、授業内容の深化について今後更に検討したい
- ・在学中受験の関係で問題演習の機会が減ったが、設問が細かい(論点ごとに出題される)ため、意外と学生には影響がないように見られる。
- ・既修者の在学中入試については、学習期間が実質的に1年半程度しかない。選択科目について十分な起案力を養成することが課題である。
- ・当校では、前期に租税法、後期に租税法演習を配置しているが、在学中受験となると、2年次には租税法演習の受講をするのが望ましいこととなる。カリキュラム編成が在学中受験には追いついていくのには時間を要すると思われる。

(6) 経済法

- ・在学中受験が始まった結果、前期に経済法2、後期に経済法1と経済法演習とを履修する事例が複数見られるようになった。このため、前期の経済法2の初回授業において導入の授業を行い対応している。但し、それ以外については、在学中受験希望者に過度な負担を掛けないように気を配りながらも、基本的に従来と同様、教育、試験を実施している。
- ・経済法は楽勝科目だと勘違いする受験生が増えた。
- ・試験直前の週の授業日は、やや出席者が少なかった。

- ・特になし（経済法を理解する上では、法律の規定に係る理解だけでなく、企業社会や経済学に係る知識が必要となると考えているが、この点で、在学中受験などの制度変更は関係ないものとする。）

(7) 知的財産法

- ・学部法曹コースを經由して入学する学生は、ほとんどが学部時代に予備試験を受験しており、予備試験の選択科目として、法科大学院入学前に知的財産法を履修している者が多い。彼らについては、法科大学院2年次の学習だけでも、なんとか司法試験に対応できているようである。そもそも、彼らは、不本意ながら受験資格のために法科大学院に在学しているのであり、法科大学院の講義によって合格しようとは思っていない。他方、その他の学生、とくに未修者については、2年次の学習だけでは全く不十分である。在学中試験が春学期末にあるため、3年次春は事実上空白期間となっており、彼らはますます取り残される傾向にある。新制度により、両者の格差は今後拡大するであろう。多様な学生を取り込むという法科大学院制度の理念は、すでに失われたと言ってよい。
- ・在学中受験の開始により、選択科目の学修をこれまでより早期に終わらせる必要があるとともに、学修に割ける時間も現状より短くなった。そのため、出題レベルを下げ、より基本的な事項に絞った出題が必要になると思われる。設問数を絞るなどの工夫が必要ではないか。
- ・在学中受験を考える法科大学院生は、本科目の受講時期を早めているようであるが、民法、民事訴訟法、行政法等の基礎知識が不十分のまま受講している者もあり、結局、本科目についても消化不良に陥っている者が見受けられる。
- ・基本的知識を習得した上で、これを様々な場面設定で応用できるよう働きかけが必要と思われる。

(8) 労働法

- ・従来は、労働法全体を3学期（労働法Ⅰ・労働法Ⅱ・労働法Ⅲ各2単位）かけて講義していたが、在学中受験に対応するため、2.5学期（労働法Ⅰ・労働法Ⅱ各2単位、労働法Ⅲ1単位）となり、それに合わせて講義内容の一部を簡略化した。
- ・在学中受験と修了後受験にそれぞれ配慮した科目提供が必要になった。
- ・法律基本科目の習得で大変な中、選択科目も履修することが必要になるが、なかなかそこ

まで手が回らないというのも実情としてはあり、従って、実務的な問題・応用的な問題よりはより基本的な理解を問う問題にして頂けるとありがたい。

- ・準備期間が短くなることを見越して、難易度は再考の余地があるかと思えます
- ・選択科目のため、2年生の履修者の割合が増え、2年次での単位取得の必要性の高まりをうけてか授業後の質問が増えた。また、Sセメスター後半に試験を控えていることで、最終学年の学生からはなるべく授業中の負担を少なくするよう（たとえば、ランダムに当たらないようになど）要望されるようになった。全体として、試験に即応する知識の収集に関心が高く、法体系全体における位置付けなどをじっくり考える時間があまりとれていないことが課題と感じる。
- ・社会経済状況の大きな変化の中で、労働法の実務家に要求される能力にも変化が生じる可能性があります。それに備えての準備をする必要があると思えます。
- ・労働法については、在学中の受験に備えて、3年生配当科目を変更いたしました。
- ・在学中受験の場合、選択科目の学修期間が短くなるため、特に非法学の未修者には不利である（学部生のとき選択科目を履修している既修者が有利）

(9) 環境法

- ・司法試験選択科目について。ロー2年次前期に一旦学び始めた科目分野を後期から変更する、という柔軟な対応が学生にとって難しい。在学中受験資格要件を満たすため、2年次前期後期で連続履修することを想定した科目提供と指導になりがちなためである。学部で開設されていないことが多い選択科目は「初体験」である学生が少なくないことも、ミスマッチの原因となろう。履修自由度という選択科目の利点が、在学中受験制度により失われたと感じる。また、地方のロースクールでは、これまで隔年開講していた環境法分野などは2年次に4単位分の科目を提供するのが困難で、受験生離れを招いているのではないだろうか。選択科目の履修自由度を拡大する改革が望まれる。
- ・在学中受験を含めてより若い世代が受験するようになった。一般には、若い世代は環境により興味を持ち、敏感ではあるものの、彼らにとっては、60年代、70年代の公害は遠い過去の話であり、生まれてからの環境問題といえば、気候変動、生物多様性、循環資源、エネルギー・原子力問題などである。特にエネルギー分野は経済問題と直結しており、企業中心の法律に進む者にとっても重要な分野になっている。その意味で、環境10法という枠組みは時代にそぐわなくなっている。1例だが自然公園法の損失補償などを問うよりは、企業にとっても重要なもう少し広い関連分野を取り上げる方が現代のニーズにこたえることになるのではないか。
- ・環境分野の動きが大きく学生の関心も非常に高いです。このことを踏まえて、時機を踏ま

えた内容をカリキュラムに盛り込んでいくようにしております。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・早めに教科書を一巡するように資料づくりを工夫している。また、講義形式の授業の中に演習を盛り込み、解答を示しつつ授業を進めている。
- ・国際法に関しては、これまでと同様、2単位のなかで何を教えるかが一番の課題であり、制度変更との関係でとくに検討すべき事項はないと考える。
- ・難問・奇問は避け、基本的な論点の出題が望ましい
- ・在学中受験が始まることにより、国際関係法（公法）を受験科目として選択する学生は減少することが予想される。他方で実務上の重要性はいっそう高まりつつあり、今後は、受験科目として選択しない学生も含め、いかにして幅広い層に国際公法の有用性をアピールするかが課題となると考える。

(11) 国際関係法（私法系）

- ・従来は3年生時の1年間をかけて習得していた内容を、3年生が始まってから司法試験実施前までの短期間において習得しなければならなくなったことは、学生にとっても教員にとっても大きな変化であったように思われる。特に演習系の科目においては、これまで以上に学生の予習が重要になってくるのではないかとと思われる。
- ・在学中受験が始まったことで、法科大学院3年生が後期に余裕をもてるようになったため、国際取引法演習などの履修者も増え、司法試験以外の勉強も含めて幅広く学ぶようになっており、その点では肯定的に評価できる。
- ・本年度より時間割を調整しているが、その他の変更が必要であるかは今後検討したい。
- ・学習期間が短くなっていることから、国際取引法は出題範囲から外し、狭義の国際私法と国際民事手続法に限定してはどうか。
- ・法科大学院教育において、選択科目の勉強が試験までに間に合うようにするためのスケジュールを、しっかりと確認しておく必要性が一層高まったと思っています
- ・在学中受験が始まったとしても、授業等すべき内容に変わりはありません。基本事項の習得なくして演習を行うことなど不可能ですから、まずは講義で基本的な事項を説明し、学生にこれを体得させることを優先し、次に演習科目でその定着と応用力を涵養させるほか途はないと考えています。

- ・各法科大学院のカリキュラムに依存すると思われるますが、学年進行と科目選択の兼ね合いで、受験できる選択科目が制限されることになり、その点にやや懸念を覚えます。
- ・今後は、在学中受験での合格がスタンダードになっていくものと思われる。それに対応するカリキュラム編成・教育方法が求められるだろう。

4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

- ・受験生・司法試験合格者の法的資質の向上という観点からは、間違った勉強法・思考法を身につけた者はきちんとはじくことが必要である。誰も書けないがゆえに「赤信号みんなでわたれば怖くない」という状態で、できない学生であっても相対的にはそれほどマイナスにならないという事態はなるべく避けることが求められる。そのためには、出題形式の工夫のほか、出題の趣旨・採点実感を通じて、あるべき勉強方法を示し続ける必要があると思われる。当局においては既にその努力をさせていただいているところではあり、またそう容易なことでもなく、一朝一夕にできることでもないが、今後も工夫を加えながらも引き続き上記の観点からの取組みをしていただけるようお願い申し上げます。学生が、出口である司法試験で「それができなくても不利益を受けない」と考えるなら、法科大学院の一教員が教室でいくら言ってもそれを真剣に受け取ってもらうことは難しいためである。
- ・すでに定着していると思いき現在の傾向にかんがみますと、もはや論文式試験の〔公法系科目〕〔民事系科目〕〔刑事系科目〕という区分が必須とも思われませんので、司法試験法第3条第2項第1号ないし第3号の改正が検討されてもよいのではないかと思います。
- ・今回、制度変革期ゆえに仕方がないとはいえ、法科大学院修了生にとっては、合格者数が前年の1008人から817人へと200人も減少し、合格基準点も20点上昇しました。受験生からすれば、法科大学院で勉強する際に想定していたものから急にゴールを遠ざけられたようなもので、やはり望ましいものではなかったと思います。制度変革の波の影響がなるべく早く解消されればと思っています。
- ・法科大学院教育の成果を問うのに適切な出題となるように、随時、各法科大学院のウェブサイト等によりシラバスを閲覧して頂き、偏りのない最大公約数的なものとして頂きたいと思います。
- ・問題文が短くなったのは評価できるが、CBT化に伴い、問題文がCP画面で提供されるようになれば、問題文は一層短くする必要が生じるのではないか。
- ・受験生や受験予定者の便宜のためには、模範解答例の公表は検討されてもよいのではない

かと考えます。

- ・現在の法科大学院の状況で、パソコン受験に対応できるのか大変不安です。
- ・実務家を見ていると、何十年も前に自身が司法試験を受験した頃の知識のまま実務を行っており、全く勉強していない人が少なくないと感じます。このような実務家を減らすために、法曹資格も免許制になると良いと思います。人の人生に関わる大変責任の重い仕事であるということがわかっていないから勉強しないでも平気でいられるのではないかと思いますので、そのような資質を問うような試験ができれば良いのに、とも思います。
- ・全体としては適切な方向に向かっているように思われる。改革が行われたばかりなので、それが定着するまでは現在の方針が踏襲されることを望みたい。
- ・予備試験と在学中受験の制度により、いよいよ試験対策に重点が移り、法科大学院制度の存在意義が180度転換したように思う。
- ・在学中受験について
3年次（既修の2年目）前期までに演習科目を集中させ、後期に実務科目を配するか、3年次前期の授業の負担を軽くするべきか等につき、在学中受験者とそうでない者との意見が分かれ、対応を引き続き検討している。2年次後期から本格的な演習科目を配置すると特に未修の学生は消化不良になるのではないかという危惧がある。また、従来は司法試験の選択科目は2年次か3年次のどちらかで履修すれば単位取得が可能であったが、在学中受験のためには2年次中に選択科目を履修する必要が生じたところ、当校は主に社会人のために夜間開講を行っているが、夜間は開講が平日の6、7限と土曜日の時間帯に限られるため、2年次の必修科目と選択科目が重ならないようにカリキュラムを組むことが著しく困難である。現に2年次の必修科目と時間帯が重なる選択科目がいくつか生じ、この点について学生から不満が出て対応に苦慮している。
さらに、受験資格を得る目的だけの学生の入学が増えて、司法試験に直結する内容の授業を求める声が一層強くなったりすることや、合格発表後の合格者の学修意欲が低下することの懸念もあり、引き続き対応を考えていく必要がある。在学中受験は法科大学院の人気回復策にはなり得るが、未修者の学修に悪影響が出るおそれもあるほか、従来の法科大学院の在り方との整合性等につきなお検討していく必要があるように思われる。
- ・社会のあり様が急速に変化している中で、司法試験制度が現代社会が必要とする法曹を社会に供給するうえで相応しい制度となっているかについて、真剣に検討する必要があると考える。
- ・C B T化について、今後も早めに情報提供をしていただきたい。
- ・現行制度では司法試験受験回数が5回までとなっているが、失権後も2回、3回と法科大

学院に入学する受験生が少なくないので、回数制限には意味がないと思われる。

回数制限が設けられた趣旨は、司法試験の勉強に時間を費やして人生を棒に振らないようにするとのパターンリズム的な考え方にあると聞いているが、法科大学院に進学したにもかかわらず失権してしまう方が受験生の人生にとって打撃である。失権によって無能の烙印を押されるも同然なので、かえって経歴にも傷がつくことになる。

したがって、回数制限を撤廃する方向での議論を進めることが妥当である。

- ・制度改正対応等に伴う法科大学院側の制度疲弊が著しい。根本的原因の一つは予備試験であると思われるため、予備試験の廃止を真剣に検討されたい。
- ・C B Tによる司法試験については、現場が混乱しないよう、十分な情報提供が必要だと思います。
- ・個々の教員から複数の意見等が示されたので、以下に記載する（本学法科大学院としての意見ではなく、教員個人の意見であることを申し添える）。
 - ・3ですでに述べたが、憲法はこれまで実際の出題範囲が狭かった。憲法の全範囲から出題されることを望む。また、これまでの問題は複雑で難しすぎるように感じられる。出題範囲を広くする代わりに、問題自体は基本的なものでよい。統治からも出題すべきである（人権と統治にまたがった問題が望ましい）。
 - ・予備試験は本来の趣旨から逸脱した制度となっており、廃止すべきである。
 - ・予備試験が、制度趣旨に反し、単に司法試験受験者層の上澄み（試験秀才）を掬うルートとなっていないか。そうした選別機能はロースクールの GPA や司法試験の合格順位でも代替できる上、同じ司法試験合格者の中に「予備試験組」という優位カテゴリーを国家が設定する結果となっており、問題である。在学中受験制度を動かし始めたこのタイミングで、予備試験ルートは潰し、教育プロセスを必須とすべき。予備試験の制度趣旨であった進学コストの回避については、奨学金給付と社会人学生支援を促進すべき。
- ・在学中受験は、結果だけを見ると合格者の寡占を招いているように思われる。小規模の法科大学院にとっては死活問題だろう。

ただ同時に、法科大学院で学修しながら受験することのメリットも確認できたところである。今後もこの傾向が続くならば、むしろ法科大学院に積極的な存在意義も見出せるのではないだろうか。

加えて、在学中受験の合格者達は、自身の経験を学生間で共有しているようで、良い刺激にもなっているようである。さらに、卒業まで半年近くあることもあって、これまで司法試験に特化していたところから、より深く学んでみようとする者も出てきているようである。

安易な在学中受験拡大には反対だが、こういう好影響にも目を向けていきたい。

批判にさらされがちな司法試験ではありますが、制約の中で苦心されていることは伝わってきます。一時より明らかに改善されていると思いますので、今後もその方向で進めてください。

- ・在学中受験により、法科大学院の課程を修了すること自体の意義が低下しているのは否定できないと思われます。法科大学院制度の意義が正面から問われているように思います。
- ・在学中受験の開始によって、予備試験の果たす役割が縮小したと思われるので、予備試験制度について廃止を含めて抜本的に改革がなされるべきである。
- ・選択科目を試験科目とすることについて、改めて検討する必要があるのではないかと？

・【労働法】 3 + 2 制度が始まり、浸透することによって法学部での教育が司法試験寄りの標準的・技術的なものになりすぎないか懸念しております。労働法で言うと、AI、フリーランス、労働時間など現代社会において重要な課題は法解釈学というよりは法政策論に近い形で展開されているものも少なくありません。法政策論は、少なくとも現時点では司法試験では出題されにくい分野です。3 + 2 制度によって、ロースクールでの修学期間が短くなり、それによって法学部でも司法試験に役立つ講義内容を求める圧力が強くなると、法学部教育において上記のような課題を扱い難くなってしまわないかと懸念しています。

・【知的財産法】 問題作成に当たっては、実際の裁判例を元にして安易に作問するのではなく、法科大学院における教育レベルや真に求められる知識・能力を踏まえて、十分に練った問題を作っていただきたい。

・「令和5年司法試験短答式試験刑法第6問」のような不手際は、受験者の人生を左右しかねない。猛省を求める。

・司法試験のデジタル化に向けた動きについては、法科大学院への情報提供が時機に後れることのないよう、適時適切に実施して欲しいと考えています。

・学部学生は在学中受験が開始したことにより、法科大学院進学に前向きな子が増えたように感じております。法曹コースとの連携など、途上の課題は多々ありますが、今回の在学中受験に関する制度改変について大変ありがたく思っております。

CBT化については、受験生のみならず教員側も色々と不安に感じておりますので、出来れば早めに色々ご決定いただき、情報開示をお願いできればと思います。よろしく願い申し上げます。

・今後は、手書きでなくなる可能性も含めて、試験のあり方が大きく変わることが予想されるが、出題としては、細かい論点を聞くのではなく、基本的な論点の理解を計ることのできる問題が望ましい。

- ・昨年度の意見と同じであるが、全受験科目を同年度で受験するのは負担が大きいため、税理士試験と同様に複数年で合格できるような制度が適当ではないか。
- ・平成18年から新司法試験が始まり、問題も出尽くした感があり、出題を担当されている先生方のご苦勞は大変なものがあると思いますが、受験生があまり準備をしていないであろうと思われる細かな知識を問う問題ではなく、基本的かつ重要な問題について、受験生の理解や法的思考力を問う出題をお願いしたいです。法的思考力がしっかりと身につけていれば、あとは必要に応じて調べれば足りることであり、司法試験の問題として、法科大学院の限られた授業時間内で十分扱えていないであろう判例や学説の知識を問い、そのような知識があるかどうかで評価する（合否を分ける）というのは適切でないと思います。

過去に出題されたことがある論点と重複しても、全く同じことを問うのであれば構わないと思いますので、なるべく基本的な問題で、基本的な法的思考力がしっかりと身につけているかを測る出題をして頂きますようお願いいたします。

- ・憲法における回答記載のとおり、ロースクールにおいて学生が積み上げてきた学習を發揮できる出題が望ましいと考える。「憲法は水物」というような言葉があるが、そうあるべきではなく、基本書や判例についてベーシックかつ忠実、学術的に勉強してきた成果が發揮されてこそ、努力も報われ、法曹にふさわしい実力も兼ね備えられると思う。R5年の論文式試験は難しい問題ではあるものの、その意味で妥当かつ適切な出題であったと思う。
- ・できる限り基本問題を中心にした方が、学修の成果を正確に測ることができるので、極端な応用問題は避けるべきである。
- ・法科大学院制度を維持するつもりであれば、予備試験は廃止すべきである。